

議 事 録

平成 2 7 年度予算審査特別委員会

[第 2 日]

平成 2 7 年 3 月 1 8 日 (水)

開 会	
委 員 長	おはようございます。 本日の出席委員は、１６人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 （１０：００）
委 員 長	昨日に引き続き、議案第１７号「平成２７年度筑前町一般会計予算について」を、議題とします。 ここで、昨日の梅田委員の環境防災課での予算審査における発言の件で、梅田委員から発言の申し出がありますので、これを許可します。 梅田委員
梅田委員	昨日の質問の折に、動物愛護の視点からの質問でございましたが、野良猫、野良犬という表現をいたしまして、ちょっと気になりましたものですから、担当課に、表現について調べていただきまして、所有者不明の猫、犬という表現のほうがいいだろうということでしたので、そのように表現を変更させていただきたいと思います。
委 員 長	それでは、都市計画課の予算説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	おはようございます。 都市計画課でございます。 まず、都市計画課の予算編成の基本方針について、説明をいたします。 都市計画係事業において、町民が集い、憩う快適な都市空間である都市公園などの安全・安心を維持しながら、都市公園法に基づく国の指針であります住民１人当たりの都市公園面積１０㎡に近づけるため、魅力ある都市公園づくりに努めています。 また、町営住宅係事業においては、住宅ストック活用計画に基づき、維持管理、改善、建て替えを計画的、かつ効率的に行うこととして取り組んでおります。 次に、２７年度予算編成における重点項目は、次の４点でございます。 まず１点に、民間住宅の木造戸建住宅の一定期限前に建てられた建築物について、国、県の補助を活用し、住宅の耐震改修に要する費用の一部を助成する耐震改修促進事業を継続事業として計上いたしております。 第２に多目的運動公園整備事業です。 平成２６年度の防災安全交付金は、要望額に対しまして８９％でした。平成２５年度の明許繰越費と平成２６年度予算を執行し、平成２７年秋ごろには一部供用開始をする予定でございます。 多目的運動公園は町の拠点となり、運動、レクリエーション、健康づくり、子育て、多方面に波及するインフラ整備であり、基幹都市公園整備として継続して取り組んでいきます。 第３に公営住宅の住環境整備として、町営住宅の建て替え事業です。 篠隈団地建て替え事業２期工事に着手しています。 平成２６年度社会資本整備交付金の内示が７８％と少ないため、平成２６年６月議会において継続費の議決をいただき、継続事業として取り組み、平成２７年度５月末完了の予定でございます。 完成後は、松延住宅及び福島住宅の入居者を中心に移住していただき、既存の団地は解体工事を予定しています。 町営住宅の完成は、生活環境が良くなることはもちろんですが、街並み、周辺の活性化にも寄与するところと考えているところでございます。 最後に新規事業としまして、二地区の公園整備に着手するところです。

	これまで地元のワークショップ等を行い、住民の意見を取り入れた計画素案がありますので、これを踏襲した形で、本年度は実施設計費を計上しています。 地区の公園となりますので、維持管理等は地域が行うという一定の整理ができていますので、協働の町づくりとして取り組んでいきます。 それでは、都市計画課、歳出予算の説明を行いたいと思います。 予算書は73ページからでございます。 都市計画課の予算は、7款4項都市計画費の全目と同款5項住宅費の全目です。 それでは、7款4項1目都市計画総務費から順次説明いたします。 7款4項1目都市計画総務費には、前年と比較して39,528千円増の808,112千円を計上しております。 増額の主な要因は、次のページに記載する28節操出金の特別会計への操出額を、昨年度より46,000千円余を増額したものであるものです。 1節報酬は、都市計画審議会委員報酬及び2節給料から4節共済費は、職員給与関係の予算です。説明を省略させていただきます。 9節旅費の普通旅費には、企業訪問、県庁出張など、及び研修旅費として761千円を計上いたしております。 また、費用弁償の288千円は、23年度から取り組んでいる西田地区住環境整備事業に係る町づくり推進委員会開催時の費用弁償を計上いたしております。 13節委託料は、西田地区町づくり推進委員会運營業務委託費として3,780千円を計上いたしております。 この業務委託は、平成22年度に実施した西田地区住環境整備事業基礎調査に基づき、地区では町づくり推進委員会を組織し、ワークショップや検討会を重ねながら、小規模住宅改良事業の実施に向けた地区の問題点などの洗い出しを行い、地域住民主導で先進的なまちづくり事業に取り組んでいるものです。 町では、地区住民が主体となって取り組んでいるこの町づくり事業に、27年度においても支援を行うところでございます。 19節負担金補助及び交付金6,217千円のうち、木造戸建住宅耐震改修工事補助金6,000千円は、平成24年度に策定した筑前町耐震改修促進計画に基づき、戸建住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助しようとするものです。 工事費補助金交付要綱を策定し申請を促しましたが、平成26年度は0件となっています。 28節操出金のうち、都市計画課関係分は、工業用地造成事業特別会計操出金で、当該特別会計事業費として1,191千円を一般会計から繰り出します。 続いて2目公園費について、ご説明申し上げます。 74ページをお開きください。 都市公園のうち町が設置した公園の管理費と合わせ、道路沿線の緑地や草場川沿いの桜並木などの管理費として、63,938千円を計上いたしております。 昨年度と比較して15,429千円の増額で、率で131.8%となっています。 増額の主な要因は、11節需用費の修繕料に750千円を増額、また、13節委託料の二地区公園整備の道路公園実施設計費として7,400千円を計上、また、15節工事請負費に、昨年度より約7,200千円余を増額して、20,779千円を計上したことによるものです。 その他の各節に計上する予算は、町民の皆様方に安全かつ快適に公園を利用させていただくために必要な公園の維持管理費などとして、26年度の予算執行見込額を基に計上いたしております。 それでは、主な予算内容について、ご説明申し上げます。 11節需用費には、7,801千円を計上いたしております。
--	---

	修繕料については、平成26年度遊具点検結果を基として、遊具を修繕650千円、及び公園施設の修繕費として、26年度の予算見込みにより2,000千円で、前年度より650千円を増額し、2,650千円を計上いたしておりますが、その他の項目については、26年度とほぼ同額を計上いたしております。 12節役務費の通信運搬費は、ふれあいファーム機械警備通信電話料、手数料は例年どおり、曽根田親水公園、炭焼ため池公園、三箇山地区展望広場のし尿くみ取り料の他、朝日公園の高木伐採手数料などとして904千円を計上いたしております。 次に、13節委託料です。昨年度より7,970千円増の31,583千円を計上いたしております。 説明欄の都市公園外維持管理費から土木キャド保守管理委託料まで、説明欄に記載する項目、金額ともに26年度決算見込み額から、業者からの見積もり額を基礎に必要な予算額を試算して計上いたしております。 新たな予算措置として、二地区公園整備の実施設計費として7,400千円を計上しています。工事につきましては、平成28年度以降を予定しています。 15節工事請負費には、20,779千円を計上いたしております。前年度と比較して6,640千円を増額です。 主なものは、安全対策として安の公園の擬木柵設置工事や百万池公園の遊歩道改修工事の他、9カ所の改修改善工事を予定しています。 次に、75ページをお開きお願いします。 次に、3目国交省公園事業費に375,466千円を計上いたしております。前年度より38,279千円を増額です。 26年度は明許繰越費及び本年度内示された交付金を活用し、公園施設整備費に鋭意建設作業中であります。27年度は秋ごろに公園施設の一部を供用開始しますので、これらに伴う管理費などが発生しています。 それでは、主な予算内容について、説明申し上げます。 9節旅費には、多目的運動公園役員会の費用弁償及び職員の普通旅費と研修旅費として122千円を計上いたしております。 11節需用費には、一部開園を予定していますので、これに伴う消耗品費、軽トラックの燃料費、公園施設破損に備えた修繕料、電気料、水道料の光熱費として2,064千円を計上いたしております。 12節の役務費には電話料として通信運搬費、管理棟の建築確認申請手数料、軽トラックの自賠責保険料などで349千円を計上いたしております。 13節委託料には土木工事に伴う施工監理と建築工事に伴う施工監理委託料として15,834千円を計上いたしております。 また、芝管理、草刈り、清掃及び機械警備委託料として5,870千円を計上しております。 15節工事請負費には、昨年度より26,456千円を増額して344,940千円を計上しています。 工種としては、グラウンド整備を除いた野球場整備工事、園路広場整備工事3工区、サブ駐車場整備工事、及び管理棟の建築工事を予定しています。 27年度において交付金が予定どおり交付されれば、計画どおりの工事発注ができます。28年度には野球場のグラウンド整備、メイン駐車場の仕上げや中央広場の整備として、園路広場整備4工区、それから夜間照明装置設置などの電気工事を行い、完成するところでございます。 18節備品購入費には、一部供用開始を控え、また27年度内には管理棟も完成します。これに伴い作業用の軽トラック、乗用式の草刈り機及び管理用の小機材または事務用品などの購入費として6,000千円を計上しています。
--	--

	続いて、7款5項住宅費について、ご説明申し上げます。 75ページの下段枠のところからなります。 7款5項1目住宅管理費には68,548千円を計上いたしております。昨年度と比較して38,304千円の増額、率で226.6%となっています。 増額の主な要因は、13節委託料の上水道接続工事設計や工事監理委託料で6,300千円余を計上し、またこれらに伴う上水道接続工事費や新太刀洗団地駐車場設置工事により、15節工事請負費が昨年度より約30,800千円余を増額し、39,575千円を計上したことや19節水道加入金の1,500千円余の増加などによるものでございます。 その他の節においては4項2目公園費と同様に、いずれの節に計上する予算を、町営住宅を維持管理するために必要な予算措置であり、昨年度とほぼ同額を計上いたしております。 それでは、主な予算内容について説明いたします。 1節報酬は、町営住宅23団地の管理人報酬でございます。 11節需用費には8,800千円を計上いたしております。前年度比98.6%で、説明欄に記載する項目ごとに、昨年度予算とほぼ同額を計上いたしております。 76ページをお開きをお願いします。 12節役務費のうち手数料441千円は、団地内空き地の除草、剪定に要する手数料でございます。 13節委託料は、前年度より6,000千円余を増額し、14,795千円を計上いたしております。 水質検査委託料から消防用設備点検委託料は、ほぼ前年度と同額となっています。 新たな項目としまして、桜団地、百合ノ木団地、ケヤキ団地の上水道接続工事設計や工事監理委託料として、合計で6,319千円を計上いたしております。 また、住宅使用料の支払い請求事案として、弁護士委託料843千円を計上いたしております。 14節使用料及び賃借料は、各項ともに26年度決算見込額から必要な予算額として、前年度と同額程度である1,323千円を計上いたしております。 15節工事請負費には、補修工事費として例年と同額の2,400千円、上水道設備工事、新太刀洗団地駐車場工事、下水道接続工事3カ所、それから濡れ縁改善工事を予定しており、計の39,575千円を計上いたしております。 19節負担金補助及び交付金は、水道加入金及び協議会負担金などとして2,393千円を計上しています。 22節保障補填及び賠償金は、解体予定のマクリ団地からの他団地への、政策的に移転誘導を行う際の移転補償費、1世帯分140千円でございます。 最後に23節償還金利子及び割引料の3万円は、会計処理上すでに確定した決算額からは還付処理ができないため、現年度予算から過誤納金として還付するための予算措置でございます。 次に、7款5項2目住宅建設費に149,661千円を計上いたしております。前年度と比較して134,272千円の減額でございます。率で52.7%となっています。 減額の理由としましては、平成26年度の社会資本整備交付金の内示率が78.6%と低調であったため、2カ年事業として平成26年6月議会において継続費を設定し、取り組むこととなった結果によるものでございます。 11節需用費から22節保障補填及び賠償金に計上する各予算額は、26年度、27年度の2カ年事業で取り組んでいます篠隈団地2期工事の予算措置です。 篠隈団地2期工事に伴う平成26年度の予算措置は115,788千円でありま
--	---

	す。 ページ、１２０ページの継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況などに関する調書という継続費関係の資料がございますけれど、その町営住宅建替・改修事業、平成２７年度年割額と同額となっています。 継続費と別枠予算を計上しているものは、元に戻っていただきまして、１３節の委託料の福島・松延団地解体工事設計委託料２，８７３千円を計上いたしております。 １５節工事請負費の福島・松延解体工事３１，０００千円を計上いたしております。 以上で、都市計画課の歳出の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の７４ページです。 １９節負担金補助及び交付金の一番上ですが、木造戸建住宅耐震改修工事補助金、課長の今の説明の２６年度は０件ということでしたが、これを見ますと１００件分、約、上げているのではないかなと思うんですが、こんなに上げる必要があるんでしょうか、お尋ねします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 耐震改修補助金の交付要綱には、限度額、町外業者を使用した場合は限度額４０万、それから町内業者を利用された場合は限度額６０万、最高額６０万で、１戸当たり６０万の最高限度額で、見込額としては１０戸を予定しておる状況でございます。以上でございます。
委員長	河内委員
河内委員	昨年の予算委員会の説明では、１件に対して６０万から８０万という説明を受けたんですが、正確には４０万から６０万ですか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 今申したとおり、交付要綱では、町外業者４０万、町内業者６０万が限度額でございます。以上でございます。
委員長	他にございませんでしょうか。 石丸委員
石丸委員	予算書の７５ページをお願いします。 １５節の工事請負費に係わって、まず、これまでの累計額をお聞きしたいと思います。運動公園に係わってですね、累計額、これまでの。 まず、それをお聞きしたいと思います。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 本年度決算額がまだ出てない状況でありますけれど、本年度の事業は、前年度の繰り越し分も含めて予算執行しておりますけれど、施設整備費の事業費としましては、約１，２９５，０００千円ほどを執行している状況でございます。
委員長	石丸委員
石丸委員	約１３億ということですね。 この多目的運動公園の事業費につきましては、それこそ二転三転しまして、最終的には１７億９千万ということで、当局の非常な努力によって町からの持ち出し分が非常に減ったということで、議会も賛成をしたということですが、この１７億９千万、約１８億ですが、これは、合併時にオンリーワン事業として取り組まれました

	平和記念館それからみなみの里、これを合わせた以上の金額になるわけですね。つまり非常に大きな事業であるわけです。 ですから、町民の方からも様々なご意見をいただいたわけですね。 具体的には、そんなに財政も厳しい中で、そんなに大きな事業をする必要、公園を作る必要はないんじゃないかとか、そういう意見もかなりありました。そこで、私も議員の1人として、そのことの説明をしてきたところです。 そこで聞きたいことは、この17億9千万、これで最終的には納めるという町長のお話もありましたので、心配しとるのは、これがまたオーバーするんじゃないかという危惧がありますので、そこら辺についてですね、いや、これでできるんだということであるのかどうなのか、それをお聞きしたいと思います。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 建設業界を取り巻く状況及び地方自治体を取り巻く状況、時代の流れとして変わっている状況でございます。平成26年の2月、平成27年の2月、労務単価の改正がっております。合わせまして約12%の労務単価は引き上がっております。また、資材単価も2%上がっている状況でございます。 しかしながら、常々町長が、入りを量り出を制すというようなことを申しております。そういうところで多目的運動公園の総事業費18億に向けては、これからも18億に向けて努力していくところでございます。以上でございます。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	ぜひですね、これは課長も言われましたように、町長もはっきり言っておるわけですから、それでですね、収まるように、努力じゃなくて、ぜひそれでやってほしいと、そのように考えています。以上です。
委 員 長	一木委員
一木委員	76ページでございます。 1目の都市計画課のほうの13節でございます。 委託料の中のエレベーターの保守委託料ということで、3,876千円が計上されています。 町営住宅分ということで、いくつの住宅で何台、いくつのエレベーター分なのかを、まずお尋ねしたいと思います。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 4団地に6基のエレベーターが付いておりますので、そのエレベーター点検は、年に複数回専門業者に点検をさせていただきますので、その費用でございます。
委 員 長	一木委員
一木委員	分かりました。 エレベーターが故障等しますとですね、入居されている方たちがたいへん困られるだけでは済みませんので、そういった点検は必要でございます。 ところで、そういった保守点検等で、故障を予防するという意味合いの点検のほうが強いのじゃないかなと思いますけれども、最近大きな故障とか、そういったのがございましたらということをお尋ねしたいと思いますけれども、そういった大きな修理等があったものか。まだ新しいからそうでもないのかなと思っていますけれども、その点についてお尋ねをしたいと思います。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 エレベーターにつきましてはですね、よく新聞、テレビで報道されましたシンドラ

	一社とか、そういうメーカーのエレベーターをつくって不具合があったとかいうものがあつたんですけど、筑前町では日立等のエレベーターを付けておりまして、これまで保守点検をした結果で修繕等が必要になったのは、近年では巻き上げロープが少し錆が発生しているからというところで、予防措置としてそういう部分を改修した事例はございます。以上でございます。
委員長	一木委員
一木委員	建設中の篠隈団地の２期工事ですね、エレベーターは併用するということで伺っていますので、エレベーターの点検はですね、ひとつしっかりしていただきまして、そういったトラブル等がないようにというふうに願います。 ７５ページでございますけども、質問内容が変わります。 国交省公園の事業費の中の１９節ですね、負担金補助及び交付金ということで、城山開発組合負担金１８０千円が計上されています。 このことについて、お尋ねいたしますけども、この負担金はどういった意味合いのものか、今年度のみなのか、また続いていくものなのか、その辺りについての説明を求めたいと思います。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 この負担金１８０千円につきましては、運動公園を計画する際、地元と協議を行いまして、約９．６ｈａの都市計画決定を行い、事業認可を取り、公園整備に取り組んでおりますけれど、その中に６ｈａほどの梨畑、農地がありました。そこには城山開発と言いますか、城山の中腹に農業用水のタンクがございまして、そこからスプリンクラー等で水を給水しているというところで、６ｈａの農地がつぶれることによって、６ｈａの地権者は１１名でございました。その中で、その６ｈａがつぶれることによって、受益が減るというところで、残った受益者の負担増になるというところで、町もその城山開発組合の一因として加わらせていただきまして、その負担を費用するというところで協議を詰めまして、またその水も利用させていただきますので、その水は芝とかそういう植物系の散水に使用させていただきたいと思っています。 飲料水等は上水道で賄いますけれど、そういう雑用水的な部分を、農業用水を使用させていただくというところで、一組合員として相応の負担金として１８万、これは、今現在のところでは毎年負担していく金額でございます。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	７６ページ、１５節の工事請負費、新太刀洗団地駐車場設置工事ということで予算が上がっております。 あそこはですね、今は、それぞれの方が勝手に止めてあるんだろうと思いますが、基本的には駐車場ではありませんというふうな立て看板と言いますか、設置をされておるところですね。それで、内容をもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。 それと、昨日の企画課だったと思いますが、４２ページの公共交通活性化対策事業の工事請負費、ここに１，８２１千円ということで、説明が甘鉄大刀洗駅駐車場ということの説明でございました。これとどういうふうに工事を進めていかれるのかですね、全く違うものなのか、ちょっと内容を説明お願いしたいと思います。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 新太刀洗団地の駐車場整備につきましては、新太刀洗団地が６０戸あります。それプラス来客用の予備と言いますか、補填する駐車場台数として６４戸を予定しておりまして、底地は元々町営住宅跡地と普通財産、企画課が所管なり財政課が所管しているんですけど。

	今の現在は、砂利の舗装でございます。雨が降れば轍ができてたり水溜りができたりというところで、町営住宅の入居者の方にご不便をかけている状況でございます、団地の駐車場の整備につきましては、企画課と都市計画課と協議を行いまして、町営住宅に係わる部分については都市計画課のほうで整備をします。これは一応社会資本整備交付金の補助事業で行います。 残りにつきましては、企画課のほうと協議した中では、聞くところによりますと、甘鉄さんもしっかり、大刀洗平和記念館の予備駐車場ですかね、そういうところ。今、甘鉄といったのは、甘鉄の線路交換のときに重機車両が入ってくるから、今の砂利のままにしとったほうがいいのじゃないかとか、そういういろんなまだ課題、懸案事項があるので、具体的にどういう整備がされるのかは、企画課のほうで今後調査研究されるのではないかと考えている状況でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	現在住んでいらっしゃる方は60戸、それと来客用がプラス64戸、トータルで64ですか。 あそこがですね、普通財産ということなんですが、じゃあ、確かに駐車場は必要だと思うんですが、いろいろ協議なさったことだろうとは思いますが、本当に駐車場として使用することが、一番町にとってベストな選択なのか、他に使い道と言いますか、そういう意見は出なかったのか、もう少し有効活用ができるのではないかというふうにも考えられるわけなんですが、その点はどういう協議が行われたのでしょうか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 新太刀洗団地の駐車場は、今まで約4,000㎡ぐらいの土地があるわけです。今砂利敷きですね。そこに自由に止められていた状況であって、新太刀洗団地入居者の専用の駐車場、各住宅にはちゃんと各世帯1個相当の駐車場のスペースを取っておりますから、それがありませんでしたので、新太刀洗団地を今回団地の駐車場と整備を、部分的に整備、その半分、約2,000㎡ですけれど、それを整備するということで、あと残りの2,000㎡については、今後企画課のほうで取り組んでいくというふうな状況になっておるところでございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	じゃあ、あとの残りが2,000㎡ということですが、町長にお尋ねしますが、この2,000㎡の今後の有効活用方法というのは、何か現時点でお考えになっているものなのか。 やはり普通財産として大事な、立地的にもいい場所にあるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、ご意見をお伺いしたいと思います。
委員長	田頭町長
町長	お答えいたします。 今、大刀洗記念館にですね、多くの来館者をいただいております。記念館の駐車場として活用していきたいと、そのように考えております。
委員長	木村委員
木村委員	74ページです。 公園費について、お尋ねいたします。 予算書のどの部分がそれに当たっているか分からないんですが、公園の維持管理、これは、都市公園を外した街区公園、これは町が管理するべきですね、街区公園が町内に複数所ございますが、この街区公園の維持管理に対する予算ですね、どれぐらい使っているものか、お尋ねいたします。
委員長	都市計画課長

都市計画課長	議員ご指摘の街区公園という言葉が、ちょっと今一度不明な部分があるんですけど、この13節の委託料で計上しております部分は、都市公園外維持管理というのは、先ほども最初に申し述べましたように、都市公園告示を行っていない展望広場とか、例えば街路とかですね、街路にも都市計画課のほうで管理しています植樹伐採管理とかをですね、そういうものが含まれておりまして、都市公園の管理というのは、あくまでも町が、大きく言えば安の里とか、そういう大きな公園を町が直接管理しております。シルバーとかですね、造園業者に委託して。 そして、議員さんがおっしゃるのは、たぶんミニ開発等ですね、できた公園がどうなっているのかをお尋ねなのかなと思うんですけど、ミニ開発で行われた公園も町のほうに帰属いただきまして、町の都市公園には位置づけておりますけれど、そういう足元公園と言いますか、住宅団地の中の100㎡から200㎡の公園につきましてはですね、地域で管理していただきたいというふうな旨を伝えております。草取りとか清掃とかですね。 もうここ10年、20年経ちますと、ここに植えられていた高木とか樹木が大きくなって手におえないというところで、都市計画課にご相談がありますけれど、そういう場合は町のほうで、危険性も伴いますので、町のほうが予算の範囲の中で樹木管理とかをしている状況でございます。
委員長	木村委員
木村委員	街区のですね、確かに今、課長が言われたとおりに、ミニ公園ですね、皆さんに分かりやすく言えばですね、住宅地の中にある。そういうとの特に、私、トイレ、これは三輪地区にかなりトイレがある公園が結構あるんですけども、ここを回ってですね、もうちょっと使うのにためらうようなトイレが何カ所もあるんですよ。 これは、以前から担当課に直接ですね、課長のほうに申し上げたこともあるんですけども、衛生設備、これも壊れたまんまそのまんまになったりですね、以前も答弁で、地域のボランティアの方とかですね、町内会の方で清掃等とかもがんばってもらってますということで、一生懸命してもらっているんですけども、やはり現状はどうかというですね、トイレも使えないような状態が何年も経っているんですね、そのままですね。 それはちょっといかがなものかと思えますし、今の答弁から判断するに、維持管理に対してこれだけの予算を充てておるといような明確なですね、そういう科目がないように思いました。 そういうふうなのをですね、明確にして投入することによってですね、やっぱりその予算を有効に使って、なおかつそういうふうなですね、トイレとかの整備がきちっと管理されていくというのに繋がるとは思います、どうでしょうその辺り、いかがお考えでしょうか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 トイレを設置している公園につきましては、安の里公園、それから百万池公園、炭焼池公園、それとか山手にもう1つ公園があるわけですけど、それと今言われた依井区のほうにトイレの公園がございます。 依井区のほうの公園につきましては、住環境整備組合のほうに、地元をお願いして清掃、樹木管理も含めて委託をお願いしている状況で、その部分については、住民協働の中で頻度を増やすなり、そういう形で取り組んでいただきたいと思いますし、今申し述べました大きな公園のトイレにつきましてはですね、現課のほうでシルバーに委託して、清掃等をきちっとしている状況でございますので、今言われた依井のほうの部分は、よくそういう、何か通過交通者のモラルもあるんでしょうけど、そ

	ういう方の利用が多いというところで、ちょっと汚れているとかいうふうな連絡が入っているというような状況でございますので、今後その辺は地元とまた話し合いとか協議を行いながらですね、快適な公園利用に努めていきたいと考えております。以上です。
委員 長	梅田委員
梅田委員	76ページなんですけれども、今、新太刀洗団地と、それと新町団地というのがあるわけなんですけれども、新しい住他として。そこはですね、オートロックになっているわけなんです。夜須地区のほうで今建て替えが行われている部分は、もうオートロックは外そうと言いますか、付けてらっしゃらないわけなんです。 やはり民生委員さん等が訪問されるときに、オートロックでなかなかコミュニケーションを取るのが難しいということで、訪問しづらいということをよく聞いておりますけれども。このオートロックを技術的に、常時もう開錠の状態にするというふうなことはできないものなのかということをお尋ねしたいのが、それが1点と、もう1つは、新しく町営住宅が建設されておりますけれども、いわゆる他の市町の町営住宅を見ますと、上のほうの壁面に町営何号とか町営篠隈団地1号とか、そういうふうに表示がされているわけなんですけれども、筑前町の場合はそれがなされていないように思いますが、その表示について2点をお尋ねいたします。
委員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 オートロックにつきましては、三輪地区のほうで当初計画されたときに、その時点ではオートロックが防犯上良いだろうというところの考え方でされていたのだと思っております。 ただ経年しまして、やっぱりオートロックというのは、住民コミュニケーションとか、そういう1人世帯とか、そういうところを見守るときには、ネックになるという部分があるというふうにも聞いております。 現段階では技術的な面もあって、オートロックの開錠は調査しなければなりませんし、管理組合等々とかも話を持ち出さないといけませんので、今のところそのまま。 今のところオートロックについて地元団地からの問題点等について、都市計画課のほうでは、意見等は上がっておりませんので、現状のままでいいのではないかと推測されます。 それと新しい建て替え部分については、住居面積とかそういうオートロックとか。そういう部分については、そういうものを反省しつつ取り組んでいる、それとコスト削減を目指して取り組んでいる状況でございます。 それと住宅の表示は現在しておらず、部屋番号のプレートを付けている状況でございます。これも個人情報とかそういうものにもなりますし、住民の方の何と言いますか、入居者の方の意見も聞かないとですね、そこにはり札というか、普通の家であれば札が付いておりますけどですね、そういうものが本当に必要なかどうかは、入居者の方たち等とも相談していかなくてはならないものではないかと思っております。 失礼しました。住宅団地の表示明記ということですかね。 その住宅団地の表示名というか、看板は設置したが良いのか悪いのかは、ちょっとはっきり今の段階では分かりませんので、管理組合なり入居者の意見を聞きながらですね、ちょっと研究していきたいと思っております。以上でございます。
委員 長	梅田委員
梅田委員	住宅の上のほうの壁面に、たいていやっぱり公営の住宅の場合はですね、きちっと表示をしてあるわけですね。

	筑前町の場合は町営の住宅であるということを、やっぱり明確にしてもいいんじゃないかなと思うんです。やっぱり税金を使って建てられたものでありますので、それは住んでらっしゃる方のご意見というの、当然大事にしくちゃいけないとは思いますが、前向きにぜひ検討していただきたいなというふうに思います。 それとオートロックの常時開錠につきましては、当然住んでらっしゃる方からすればですね、あんまり不便も何も感じてらっしゃらないと思いますが、民生委員さんとか、そういうやっぱり孤立されないようにということで、お世話いただいています。高齢化がどんどん進みますと、やっぱりその辺の、訪問してお世話をしたいと思っても、なかなかそれがオートロックであつたら、訪問することもできないというふうなことも聞いておりますので、やっぱりそういう民生委員さんたちのご意見も聞きながら、技術的に可能であれば取り組んでいただきたいと思っております。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 そういう見まわりの関係、見まわりネットワークとか、そういうものでいろいろ支障が出ている部分もあるかと思しますので、福祉課あたりと協議いたしまして、対応できる部分があればですね、その方向で検討していきたいと考えております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	７７ページです。 ２２節補償補填及び賠償金ということで、建設住宅引っ越し補償費ということで、これは１件当たり１４万、２１件分。１期工事のときも１４万だったと思うんですが、去年４月から消費税が上がっています。消費税分は見ないんですか。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 同じ団地でございますので、消費税３％上がっているわけですけど、積算基準に基づいて作っております、時代は過ぎておりますけれど、同額を補填するという考えで、消費税３％転嫁分は現在のところ見てない状況でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	７４ページ、１３節委託料の下から２番目、ふれあいファーム管理委託料、それと７５ページ、１３節委託料の管理委託料、それぞれどこに委託しているか教えてください。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	ふれあいファームの管理委託料につきましては、シルバー人材センターに委託しております。それと警備委託も民間会社でございます。 失礼しました。７４ページのふれあいファームの管理委託料１４７千円は、警備会社に管理委託で支払っている状況でございます。 それから、７５ページの１３節管理委託料５８７万でございますかね、これにつきましては、今年度執行予定でございまして、管理先については、まだ決まっておりませんので、今後見積もり等を聴取しながら、精査しながら、委託をしていくという状況でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	７４ページ、１３節の委託料ですね、西田地区町づくり推進委員会運営業務、これは２３年から５年間の事業だったと思うんですが、今後どうなっていくのかお尋ねします。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。

	西田地区の町づくりにつきましては、平成２２年度に国庫補助を適用して基礎調査を行っております。それ以降２３年度から今年度も町づくり推進委員会の業務支援委託を行っておりまして、地元地区では町づくり推進委員会を組織し、ワークショップや検討会議開催を重ねながら、小規模住宅改良事業における地区の問題点を洗い出し、現在は地区が目指す住環境整備のあり方とか整備方針をフィードバックしながら検討中でございます。 平成２６年は推進委員会は９回、ワークショップが６回、延べでこれまでで推進委員会が５９回、ワークショップが１４回開催して、本年度になりましてようやく全体整備の計画素案ができつつございます。 その前に住民合意のですね、全体の同意は全員賛成ということになっています。計画区域もほぼ設定できました。区域の中で協議がなされておりまして、崖地の保全確保、危険な道路の再計画とか不良住宅の建て替えに伴う再築か、移転か改良住宅入居等の予定など、また公園の配置計画とか道路計画での個人への物質両面の醸成、それから調整とか、そういう諸々を検討されております。 今後もまだ確定までに至っておりませんので、来年度以降もまだこの状況で支援していくというところで、予算計上している状況でございます。
委員長	河内委員
河内委員	大体いつ頃確定する予定ですか。
委員長	都市計画課長、簡潔をお願いします。
都市計画課長	西田町づくりにつきましては、あくまでも住民主導、やはり個々の意見はたくさんありますので、その方々の意見を十分反映した形で進めなければなりませんので、具体的にいつまでというのは、今の段階不明でありますけど、今年度中に大体の予算規模とか、そういうものが出てくるだろうと思いますので、それから事業の取り組みができるかどうかですね、そういうものを今後判断していくようになっていくのではないかと考えています。以上でございます。
委員長	河内委員、最後でよろしいですか。
委員長	これの要綱は、確か２７年度までということでしたが、まだ来年度以降も続けるんだったら、要綱もまた作り変えるんですか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 これは単独事業で、今現在のところ予算措置をしております、この町づくり推進委員会に対する要綱等は町のほうでは現在ありません。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	前任の課長から、これについての要綱をいただいています。今持って来ておりませんが。ないことはないと思いますので、調べてください。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	前任の課長が渡されているのは、補助事業のですね、交付要綱ではないかと思われる。小規模集落改良事業等の交付要綱というのが補助対象事業であります。補助率２分の１とか改良住宅の場合は国費３分の２とかですね、そういう補助要綱はあります。国が定めた。 町が定めた交付要綱とかそういうものはない状況でございます。
委員長	石丸委員
石丸委員	すみません。たいへん時間が推しとるとこ。 率直な疑問がありますので、お聞きしたいと思います。ページ、７７ページです。１３節委託料の２番目、解体工事設計委託料、こういうことに対してはあんまり詳しくありませんので、だからこそ率直に疑問に思うわけですが、解体工事に設計料とか

	要るのかなと、そういうふうに率直に思いますので、お聞きをします。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 77ページの委託料で解体工事の設計委託2,873千円のことだと思いますけれど、これも国庫補助事業で対応していきますので、普通一般工区みたいに、坪いくら、30万、40万かかりますよとか、そういう見積もりでは国、県の技術審査とかヒアリングは通りません。あくまでも住宅の敷地の構造体とか、それとか産業廃棄物の分別の数量とか、そういう諸々の数量をひらい上げて解体費用がいくらであるかという設計をしなくてはなりませんので、こういう設計委託料が必要になってまいります。以上でございます。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	分かりました。 しかし、何であつてもですね、国から交付金があるからというのもありましようけれども、それであつても税金であるわけですから、そこら辺は少し考えていくべきではないかなと。 なぜ、こういうことを私が質問したかと言いますとですね、いわゆる町民目線と言いますか、以前私は駐車場、バス停の駐輪場の工事請負費、例えばパツと見て、これが1千万もかかるのかなというものがありましたから、そういうことで質問したことがあるんですが、言うならそういうことですね。 一般町民から見たときにこんなにかかるのかなというようなのは、やっぱありますので、いろいろそういう法律的なこととかありましようから、難しいところはあるんでしょうけどもですね、これからはほんと財政厳しい中で、筑前町だけでなく、国だって1千兆円からの借金があるわけで、そういうことを考えていったときにはですね、もうそろそろ、今までこうやったから云々ということじゃなくて、地方創生の時代にも入りました。いわゆる発想の転換もしていけないかん、そういう時代でありますので、質問をさせていただきました。以上です。答えはいいです。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	失礼いたします。 先ほどエレベーターの件数を報告しましたが、正確に数を数えましたところ、4団地8基のエレベーターがございますので、修正をお願いいたします。以上でございます。
休 憩	
委 員 長	ここで休憩をいたします。 11時20分から再開いたします。 (11:10)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:20)
委 員 長	質疑と回答につきましては、簡潔にお願いをしたいと思います。 教育課の説明を求めます。 教育課長
教育課長	教育課でございます。前の課の都市計画が非常に長かったのと、一般質問がたくさんありましたので、ひそかに教育課は短いのではないかと期待しております。 説明の前でございますけれども、先週13日に中学校の卒業式が行われまして、私は母校である三輪中に、自分の卒業して以来43年ぶりに出席いたしました。懐かしさもあつたわけですが、それ以上に在校生、卒業生が大きな感動を与えてくれました。

	また夜須中におきましても、凜とした立派な卒業式であったと報告を受けております。このことは校長先生をはじめ各先生方が、日ごろから生徒一人ひとりと真剣に向き合い、信頼を重ねていった結果だろうと思います。先生方に日ごろからのきめ細やかな対応に、この場を借りて感謝申し上げます。 それでは、教育課の予算の説明に入ります。 教育課の全体の総予算は970,000千円です。社会教育も含めての金額であります。約、総予算の8%を占めております。 時間が限られておりますので、簡潔に説明をいたします。なお、金額につきましては、10万もしくは100万単位で述べますので、ご了解ください。 それでは、47ページをお開きください。 一番下の2款5項5目学校基本調査費でございますが、昨年と同額の15千円を計上しています。毎年5月1日現在の幼稚園、小中学校の園児、児童生徒数及び教職員数の法定調査で、地方交付税の算定における基礎資料となるものであります。 続きまして、57ページから58ページをお願いいたします。 3款2項1目児童福祉総務費では、教育課の予算といたしまして、こども未来館の日常的な維持管理に伴う費用を3,300千円を計上しています。 主なものは、11節の光熱水費、修繕料及び13節委託料の中で清掃委託料、警備委託料が主なものでございます。 79ページをお願いいたします。次に、9款教育費の説明をいたします。 9款1項1目教育委員会費については、教育委員会の運営に要する経費として3,200千円を計上しております。 続きまして、80ページでございます。 2目事務局費では166,700千円を計上しています。教育長、教育課職員、ALT等の人件費と13節の委託料と18節の備品購入が主なものであります。 主な増額の要因といたしましては、81ページの上段、教育委員会部局嘱託職員等の保険料の組み換えによるもの約7,000万円、82ページ、14節使用料及び賃借料の公務支援システムクラウド使用料約2,000万円、同じく三並小学校タブレット使用料1,700千円。 減額の大きなものといたしまして、同じく82ページ、18節備品購入費30,500千円であります。これは、昨年は全教職員のパソコン更新及び公務支援システムの導入によるものでありましたが、27年度は全小学校のすべての普通教室に電子黒板の導入を計画するものであります。 83ページをお願いいたします。 22節の賠償金については、学校保健であります日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金で、昨年と同額の5,000万円を計上しています。 26年度におきましては、27年、本年の2月末までの発生件数は202件で、3,000千円ほどの給付を行っております。 3目私立学校振興費として60,800千円を計上しております。これは、私立幼稚園の就園奨励費補助金59,200千円と私立幼稚園への補助金1,600千円であります。 就園奨励費補助金については、国から示された単価により計上していますが、国は、幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組むとしており、幼稚園と保育所の負担の平準化を図ることとし、幼稚園奨励費補助において低所得者世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行うために給付基準が平成26年度から変更されています。 なお、所要経費の一部を国が補助することになっていまして、基準補助額は3分の
--	---

	1 以内となっておりますけれども、実質の補助率は20%にとどまっております。 次に、各学校の予算についてですが、各学校とも同じような項目であり、昨年とあまり変わりませんので、83ページから96ページをまとめて説明いたします。 各学校とも目的によって学校管理費、教育振興費に分けて予算化しております。 学校管理費では、学校管理に必要な維持管理費の他、学校図書司書の賃金、用務員業務委託料、給食調理業務委託料などを計上しています。 教育振興費については、町単独で配置する特別支援教育支援員や常勤講師の賃金、教材費や学校給食牛乳代補助、就学援助費などを計上しています。また、学校運営協議会委員の謝金や費用弁償を、ここに計上しております。 なお、25年度から通級指導教室を三輪小学校に開設したため、三輪小学校費の中に通級指導教室として、目を設けています。 各学校の27年度予算につきましては、財政課から示された配当予算により、各学校の予算のバランスを考慮し、編成したところであります。 小学校4校の予算総額は193,900千円、中学校2校の予算総額は170,500千円、合計364,400千円を計上しています。予算全体に占める割合は、約3%となります。 それでは、前年度予算と比べ大きく変わった点のみ説明いたします。 第1点目です。 光熱水費が61,000千円で、前年度に比べ12,900千円増加していますが、その内訳はエアコン導入によるものが約9,000千円、自然増によるものが約3,900千円であります。 第2点目です。 学校図書司書の雇用形態の変更によるものであります。現在の雇用形態は委託会社からの派遣となっておりますが、法改正により、図書司書は学校設置者が雇用し、校長の指揮監督下に入る職員であるとする解釈が国から示されたことに伴い、直接雇用としたものであります。 これにかかる経費ですが、委託の場合が6人で17,300千円、来年度からは町が負担する保険料を含めると11,800千円となり、5,500千円の削減となります。 第3点目です。 来年度小学校の教科書が4年ごとに改訂されることに伴う、教科書指導書、教師用教科書の購入にかかる経費が、4校分で10,500千円の増となります。 それと夜須中学校の体育館天井改修工事設計委託料3,500千円を計上しているところであります。また、東小田小学校の学校事務補助、嘱託職員の引き上げを行い、1,800千円の経費節減に努めたところであります。 以上で、学校関係の説明を終わりますが、ここで、町がどれだけ教育に力を入れているか、その一端をご紹介します。すべて町単独のものであります。 1つ目です。ALTを2名配置しています。小学校における英語に親しみを持ったり、授業の補充が主な業務です。 2つ目に、スクールソーシャルワーカー1名です。問題を抱える児童生徒の対応として、連絡調整、相談、情報提供が主な業務であります。 3つ目に、栄養士1名です。全小中学校の食材の発注、献立が主な業務です。 4つ目に、教育支援センター1名、適応指導教室の運営、児童生徒への指導、教育相談が主な業務です。適応指導教室とは、学校へ行けない児童生徒が一時的に通うことの教室であります。 5つ目に、スクールカウンセラー2名、臨床心理士の資格を持つ者が、問題を抱える児童生徒の専門的判断を行ったり、関わり方等の助言、指導を行っています。
--	---

	6番目に、スクールガードリーダー1名、児童生徒の登下校の安全見守りや学校への安全教育の助言、支援を行っています。 7つ目に、特別支援教育支援員9名です。特別支援学級に在籍する児童生徒への生活支援等を行っています。 8つ目に、学習支援員2名です。通常学級等に在籍する配慮を要する児童生徒への生活、学習支援を行っています。 9番目に、常勤講師2名です。中1ギャップの対策として、三輪中に英語教師1名、夜須中に数学の教師を1名配置しています。 10番目に、心の相談員2名です。スクールカウンセラーが不在の日、週3日の半日、学校に常駐した生徒の相談を受けています。 11番目に、図書司書6名です。小中学校図書室の管理、貸し出し、図書の購入等が主な業務です。 最後に、指導主事2名です。小中学校の指導に関する総合企画及び研究が主な業務であります。総勢20名の人的配置を行っているところであります。 続きまして、103ページをお願いいたします。 9項文化財保護費であります。1目文化財保護総務費として23,400千円を計上しています。 内訳として、文化財保護審議会や文化財整理事務所の管理費等の一般経費、町史編纂事業に要する経費、それと26年度から取り組んでいます歴史文化基本構想作成事業経費となっています。前年度比約1,800千円の増となっています。 主な経費として、町史編纂に係るものとして13,800千円、歴史文化基本構想作成委託料といたしまして2,900千円を計上しています。 104ページをお願いいたします。 2目埋蔵文化財調査費については2,100千円を計上しています。ここでは開発行為に伴う試掘調査費用について計上しています。 14節の重機借上料は、支出の主なもので、一部国、県からの補助があります。 3目文化財補助事業費では38,300千円を計上しています。 財源としては、対象経費の50%が、遺跡発掘調査費として国から補助されます。本年度は文化財報告書作成事業として、東小田峰遺跡の甕棺整理を中心とした経費35,100千円と、朝倉古窯跡群の調査費3,100千円を計上しています。 次に、埋文調査受託事業費については、開発用地等で試掘調査により、埋蔵文化財調査の必要が生じた場合の調査費費用として6,400千円を計上しています。 主なものは、発掘調査作業員の賃金と13節の遺物写真及び遺物実測委託料、14節の重機借上料などでございます。財源はすべて受託事業収入の文化財調査委託金であります。 以上で、教育課の予算の説明終わります。
委員長	説明が終わりました。 質疑に移ります。 木村委員
木村委員	まず87ページ、一番上の行でございます。 学校運営協議会謝金ですね、これは他の学校を見ますとですね、報償費、これで謝金を出してあります。中牟田小学校だけ謝金として、報酬として出してありますが、これは何か意味があるものでしょうか。 それとですね、その学校運営協議会費用につきまして、他の学校は、他の学校と言いますか、三並小学校、三輪小学校、夜須中学校、三輪中学校、これは108千円の同じ金額になっておりますが、中牟田小学校は126千円、東小田小学校は72千円とですね、これは差がございまして、これは、計算の根拠をお尋ねいたします。

委 員 長	教育課長
教育課長	まず、中牟田小学校の1節の報酬でございますが、申し訳ありません、これ間違いであります。補正予算の中で修正ができれば修正したいと思っております。 それから、各学校に差があることにつきましては、会議の回数によって金額が違うというところと、東小田小学校については新聞を発行してありますので、その新聞代が別のところで出しますので、その分が東小田小学校については少なくなっているということでございます。
委 員 長	一木委員
一木委員	学校関係で、三輪小学校についての説明の中で、通級指導教室を昨年から開いているという説明がございました。事業の実態、活用の状況ですか、この辺りについての説明を求めたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 26年度は13名でスタートいたしまして、今2名の退級がありまして、11名となっております。新年度につきましては、12名でスタートしたいというふうに考えております。
委 員 長	一木委員
一木委員	この通級指導教室というのは、他の学校等ではそういった必要はなく、計画、考え等はないものかについて、説明を求めたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	筑前町では三輪小学校を拠点校として設けておりまして、各学校からそれぞれ通っております。在籍してあります。三輪小学校6名、東小田小学校1名、中牟田小学校3名、町外であります。朝倉市の馬田小学校1名、秋月小学校1名、この12名で来年のスタートということでございます。
委 員 長	一木委員
一木委員	質問内容はちょっと変わりますけども、体育館の天井、これは夜須中学校でございます。体育館の天井の改修工事、設計委託料ということで350万計上されてございます。 この天井は、卒業式もございましたけども、私どもは、そう傷んで、改修の必要があるのかなということは分かりませんでしたけども、大切なことでございますので、天井等のですね、工事が速やかに進むことを願うわけでございます。 築何年ぐらいなるんでしょうか。また、工事の着工予定がいつ頃でご計画なのか、その辺りの工事概要と申しますか、その辺りについてのご説明を求めたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	夜須中学校の体育館につきましては、平成4年度の建築であります。 回収の内容でございますが、つり天井でございまして、建築基準法では問題ありませんけども、文部科学省としては、建築基準よりも厳しい部分で改修しなさいというところと避難所ということでありますので、早急にやりたいというところで、来年度設計委託を上げております。実施につきましては、再来年度になろうか思っております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	予算書の81ページです。 13節委託料、下の三箇山地区代替タクシー委託料、昨年より700万ほど増えているんですが、説明をお願いします。
委 員 長	教育課長

教育課長	三箇山のタクシーにつきましては、今年度の議会で、補正予算でも650千円の増加をしております。実績に基づく増加でありまして、内容は、去年の4月よりタクシーの運賃単価が上がっているというところと、夜須中学校の部活動の生徒の数が増えたということで、700千円の増となっております。以上でございます。
委員長	奥村委員
奥村委員	ちょっとお尋ねします。 各小中学校の給食業務委託事業は、平成27年より29年度までの、今まで3年間周期に対して、図書館業務委託事業は27年から31年までの5年間の周期となっております。この違いは何なのかをちょっと教えてください。
委員長	教育課長
教育課長	契約年数の違いにつきましては、給食調理業務は3年としておりますけども、平成23年12月1日付けで当時の財政課長より、長期継続契約の取り扱いについて指針が示されました。 その中で給食調理業務については、3年以内というところで契約期間が示されたので、それに基づいて3年契約としているものであります。
委員長	奥村委員
奥村委員	給食はですね、子どもたちのものであって、簡単に、今回でもそうですが、私の把握しているところでは、三輪小学校、中牟田小学校には、今まで働いていた調理員さんがまた働けるようになったみたいですが、東小田小学校では誰も残らないと。 この場合、一番迷惑を被るのは子どもたちではないでしょうか。これは、本来子どもたちのための給食であるならば、やっぱ今まで経験ある調理員がそこで働いて当然だと思います。 それに対してもこの3年周期というのは、ちょっと短いんじゃないかなと思いますが、教育課の見解をお聞かせください。
委員長	教育課長
教育課長	今回の業務契約委託で入札した結果、違う業者になった学校もあります。 その折、極力今ある従業員を雇用したいという学校側、新しい業者側、学校の思いもありました。そういうところで、そういったところが進んだところは、ほとんどの学校で、今おられる従業員との新しい雇用になったようでございます。 しかしながら、これはあくまでも業者が決めることでありまして、町が決めることではございません。極力慣れた方がいいということは分かっておりますし、その辺の配慮はしたつもりでございます。 契約年数につきましては、教育課の範疇ではございませんけれども、担当課とですね、今後仮に5年できるものかどうか、協議したいと思っております。
委員長	奥村委員
奥村委員	今後とも子どもたちを、やっぱ主体に考えてほしいと思っております。どうぞよろしくお願いします。
委員長	福本委員
福本委員	予算書90ページのですね、三輪小学校の光熱費ということで、確かに学校は空調設備が完成をしまして、当然光熱費というのも若干高額になっておるとするのは、もう当然のことでございます。 三輪小学校においては、中庭に芝生をはってあるわけです。これは、皆さんご存じと思いますが、子どもたちがやっぱりしっかり遊ぶということになりますと、やはり芝生が育たないというのは、もう当然のことだと、現象だというふうに思うわけです。 去年でしたけれども、篠栗にですね、学校が運動場すべて芝生をはられて、確かに青々してきれいな姿であったわけです。

	ところがですね、やはり子どもたちが運動場でしっかり遊ぶとですね、やはり芝生は育たないと。やはりはげたところも出てきたりというようなことで、やはり芝生化というのは、一面運動をいくらか緩和するという効果はあるかもしれませんが、やはり子どもたちがのびのび遊ぶ時間があれば、そういったことで、芝生の、
委 員 長	福本委員、簡潔にお願いします。
福本委員	はい。 芝生の今後の管理について、お考えをお聞きしたいと思います。以上です。
委 員 長	教育課長
教育課長	学校の芝生化については、度々議会で質問があったとおりでございます。 教育課といたしましても、環境上非常に良いということは分かっておりますけれども、現状を考えますと、排水対策が先であろうと、各学校とも運動場の排水が良くありませんので、それをした後での検討事項かなというふうに思っております。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	92ページ、通級指導教室を新たに目として設けていただいております。これは、三輪小学校のこたばの教室ということで利用されているわけなんですけれども、もう1つ、軽度の発達障害のある子どもさんに対しての通級指導教室の開設に向けても、教育長しっかりお取り組みいただいていることと思いますが、その点について、いつ頃どういうふうな形で、開設できる方向が示されるのか期待しているわけなんですけれども、その点について、お聞かせ願いたいと思います。
委 員 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 現在ですね、指導者については、文科省の中央研修を受講させてですね、指導者の準備は整っております。 ただですね、該当の子どもたちが現在7名でございます。県のほうにはですね、情緒の通級指導教室開設に向けては、しっかりと要請をしておりますけれども、何せですね、このような希望が他市町村も多くございます。 国のほうはですね、この通級に関しては、縮小するような方向も検討しているような状況もございます。町の教育委員会としましては、しっかりとですね、県のほうには要請をしまいたしますけれども、いつ開設ができるのかというのはですね、現在のところ未定でございます。以上でございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	教育長には今後ともお取り組みをしっかりとお願いしたいと思います。いろいろ困難な場合もございますけれども、お願いしたいと思います。 それと三輪小学校がこたばの教室は6人ということで、三輪小学校の子どもたちはもうすぐ教室に行けるわけなんですけれども、東小田小学校、中牟田小学校の子どもたちというのは、保護者の送迎というふうな形に、今なっているのかなと思いますが、その点保護者の負担軽減のために、何か手立てはできないのかなというふうに考えるわけですが、その点についてお尋ねいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	交通方法につきましては、考えるべきところもあると思うんですけども、筑前町がそういう教室自体を開設しているということ自体がですね、やっぱり他の自治体に比べて進んでいるというふうに、まず捉えていただきたいと思います。 今回も朝倉市から2名来るわけですから、朝倉市のほうもまだ開設されてないということをご理解願いたいと思います。以上です。
委 員 長	梅田委員

梅田委員	ことばの教室の開設につきましては、今まで大原小学校に行かれておりましたので、本当に皆さん喜んでおられるところです。大原小学校まで行くのと三輪小学校まで行くのということは、利便性から言いますと、たいへん軽減されたというふうには思っておりますけれども、今後可能であれば手立ても講じていただきたいと思います。よろしくお願いします。
委 員 長	奥村委員
奥村委員	お伺いします。 94ページの夜須中学校の体育大会参加賞と、94ページですね。そして、96ページの三輪中学校の体育大会参加賞とございますが、それともう1点合わせてこの下に、どちらも謝金というのがございます。 この謝金が夜須中学校は127千円、三輪中学校は30千円と、この開きは何なんでしょうか。 それと今でも体育大会の参加賞は子どもたちに、参加賞として何か与えているものでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	運動会、体育大会費の諸経費につきましては、まず生徒数の違いが1つの要点であります。また、謝金の違いにつきましては、三輪中は先生の研修のための謝金、また、夜須中につきましては、他の部分の謝金も一緒に入っておりますので、そこ単独ではないということでございます。 また、運動会の経費につきましては、やっぱり生徒たち、子どもたちのがんばりも含めてですね、今後も続けていきたいと思っております。
委 員 長	奥村委員
奥村委員	それはそれで納得いたしました。体育大会の参加賞とかに関係してくるかと思いますが、1点は、これは夜須中学校でございますけれども、備品庫みたいなのがございます。昔先生たちがたぶん当直して使っていたような部屋だと思うんですが、今も飲み会で遅くなったら、そこに泊まっておられる方も、先生もいらっしゃるみたいです。 ただ、教育課は、その備品室に入られたことはおありでしょうか。まず、これを質問いたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	私は行ったことはございませんけれども、担当者は把握しておりまして、少し整理が乱れているかなというところでございます。
委 員 長	奥村委員
奥村委員	私が今、夜須中学校の野球部を3年前まで指導しておりました。その際4年ぐらい前だと思いますが、初めてその備品庫に入ったときに、目の当たりにして驚いたのが、臭いと衛生管理の悪さ、それと野球部に言わせていただくならば、新品のユニフォームが20数着ございました。それももうずっと昔のユニフォームからで、デザインが違ったものも3種類ぐらいあって、カビの生えたものもある。新品です。 そういう状況で、また他の部活に対しても、これ大体同じようなものがいくつもあって、これいつ使うんだろうかと。それで、事務所のほうでそういう予算の取り方を問いただしてみますと、とにかく去年買ったやつをまた今年も可買うと、予算の取り方が分からなくて。そういうことが続いていたと。 それで上のほうの棚の上には頂いた物もあったみたいですけども、ポカリスエットが何ケースもございます。もう賞味期限が切れたもの、賞味期限があってももう腐れて飲めなくなったもの、そういうのがたくさんございました。 こういったところの学校への指導はいかがなさっているのでしょうか。
委 員 長	教育課長

教育課長	正直言いまして、教育課がそこまで目が届いていなかったことはお詫びいたします。 学校施設につきましては、学校管理下の下にあると思っています。そういうことから含めまして、すぐにでも校長に指示したいと思っております。以上です。
委 員 長	最後でよろしいですか。
奥村委員	よろしくお願いします。
委 員 長	川上委員
川上委員	95ページの三輪中学校、学校管理費についてお尋ねをいたします。 これは27年度に予算措置をされていないわけですが、グローバルホール、給食棟の改修工事について、ちょっとお尋ねをさせていただきますが。 先だって三輪中学校の離任式がですね、グローバルホールでありました。そのときに教育長とお話をさせていただいて、照明が暗いというような形でお話をしておったんですが。 そのときに教育長からは、来年度LED照明で行われるということをお聞きましたし、調理室もドライ方式に変わりますということで、お話は聞いておりました。 ところが、いろいろ話を聞く中でですね、調理室の空調設備、これが非常に悪いということで高温になると。40度から温度が上がるということまでお聞きして、その調査までしてますということを知ったんですが、そこら辺の周知は知っておられるでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	筑前町の学校の中で一番古いのが三輪中学校の給食棟であります。 確かに言われるとおり、特に夏場に高温になりがちでして、子どもたちの食べ物、給食ということから、非常に安全性につきましては、一番気を使っているところでございます。エアコンを最大に上げながら、極力気温が上がらないように配慮しておりますし、改修についても必要性を認識しておるところでありまして、実施計画の中には早い段階での完成を目指して、実施計画は上げております。以上です。
委 員 長	川上委員
川上委員	高温になった日にちをある程度調査されておるようです。ですから、それを調査させていただいてですね、やはり心配しますが、課長今言われますように、食中道等の衛生面、これがですね、もし発生すれば新聞報道等大変なことになりますし、またもう1点は、やはり健康面ですね。そこで働いている方が熱中症でもなれば、またこれも大変なことになりますので、ぜひ、もう予算措置はされておられませんので、そういうところをですね、ぜひ管理しながら、注意しながらですね、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いします。
委 員 長	教育課長
教育課長	給食調理室と綿密に連絡を取り合いながら、安全性に十分配慮したいと思っております。
委 員 長	木村委員
木村委員	84ページでございます。 13節の樹木剪定委託料、これは、ここで一番最初に出てきますから、各学校費の剪定料ですね、これにつきましては、昨年度お尋ねして、根拠は説明させていただいて、理解しておるところでございます。引き続き、できるだけ少なく済むように努力はしていただきたいと思うんですが、その中で三輪小学校、ここにつきましてはですね、消毒料、ここだけが消毒料が入ってきております。他はもう剪定だけしか入っていないんですが、他の学校では消毒というのを、きちっと予定はされてありますでしょうか。
委 員 長	教育課長

教育課長	お答えいたします。 ご存じのとおり、三輪小学校は立派な松がたくさんございまして、それにかかる経費がやっぱり高いということで、大きい金額になっております。 消毒料につきましては、各学校においても消毒料は入っておりますので、消毒をしてないということではございません。各学校とも消毒をしているという、消毒料は入っているということでございます。
委 員 長	木村委員
木村委員	消毒料が入っている。この剪定委託料に入っているわけですね、この中に。他の科目じゃなくて、樹木剪定委託料の中に入っているということですか。
委 員 長	教育課長
教育課長	消毒料も込みで委託料の中に入っているということでございます。
委 員 長	木村委員
木村委員	ウイルスソフト、これは各学校費の中に出てくる場所ですが、三並小学校、中牟田小学校、東小田小学校、夜須中学校は出てきますが、三輪小学校と三輪中学校についてはウイルスソフトが出てきません。これはどういうことでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	三輪小学校が0ということでございますが、予算書上は入っております。87千円組んでおります。 三輪中学校につきましては、ウイルスソフトはリースではございませんで、買取でございまして、必要ないということでございます。
委 員 長	横山委員
横山委員	いくつか、すみませんお尋ねします。 まず91ページ、2目の8節でございます。報償費の中に遠距離児童通学援助費というのがございます。これは三輪小だけに入っているんですけども、どういう内容でございましてですか。
委 員 長	教育課長
教育課長	この件につきましては、合併する前、もう随分古くから旧三輪町の山隈、原地蔵の地区の子どもさんたちがバス通学をされてあったということで、そのバス代の一部補助と、助成ということで、もう随分歴史のあるものでございまして、その金額でございまして。
委 員 長	横山委員
横山委員	それは今でも続いているんですね。
委 員 長	教育課長
教育課長	現在も続いております。 現在はバスを運行しておりますので、そのバス代の一部助成ということでございます。
委 員 長	横山委員
横山委員	別の質問でございまして。 予算書の94ページ、14節と、これは夜須中でございますけれども、三輪中にもございますけれども、各種行事大会等バス借上料というのが、夜須中で180万、それから三輪中で120万ほどですか、入っていると思いますけれども。 昨年からだいぶ増えていますですね。例えば夜須中は、平成26年度で110万だったと思うんですけども、この180万に上がったのはなぜかということと、これはちょっと私の記憶違いかもしれませんが、各中学校の後援会からもこういうお金が出ていたと思うんですけども、この辺りをすり合わせ、整合性はございますですか。
委 員 長	教育課長

教育課長	バス代の借上げが増えたことにつきましては、2年ぐらい前だったと思うんですけど、東北道の高速道路で貸し切りバスが、ワンマンバスだったと思うんですけども、事故に遭いまして、それ以降運転手の管理が厳しくされて、法改正があったわけです。その法改正に基づいての単価がアップしたというところで、大きくバスの増額になったということでもあります。 バス代の後援会からの助成につきましては、後援会につきましては、教育課が管轄するものではございませんので、承知しておりません。
委員長	横山委員
横山委員	後援会費については、もちろんこちらの管轄ではないということは分かるんですけども、だぶってないということであれば構いませんけども、その辺りはまた調査をしてください。
委員長	木村委員
木村委員	各学校費の複写機、これについてお尋ねします。 各学校です、複写機の借上料、使用料、これを拾い上げたんですが、ちょっとかなり学校によって差がございます。 複写機の借上げが東小田小学校と三輪小はありません。使用料についてもですね、東小田小学校のみ輪転機がですね、これ出てきております。 これは、使用料のですね、使ったものに対してということであれば、学校規模です、それに比例した数字になってくると思うんですが、この複写機本体というのは、もう各学校に必ずですね、1台ずつ要るとか。 リースで契約されておるものか、買い取られておるものか、その辺の差はあるかもしれませんが、ちょっとあんまり各学校です、差があるもんですから、その辺りの補足説明をお願いいたします。
委員長	教育課長
教育課長	複写機の借上料につきましては、今、委員言われるように、消耗品を含んでのリースであったり、含まなかった分のリースであったりということと、東小田小学校につきましては、今言われた輪転機を購入しますので、それで対応できると。 三輪小学校につきましては、買い取りということで、この借上料が上がってきていないということでございます。以上です。
委員長	木村委員
木村委員	91ページでございます。 14節の4段目、パソコン借上料、これは以前、全年度ですね、買ったばかりで、もうパソコンの借上げということが出てきております。 三輪校区においては、なんかまだ使えるパソコンも残っておるということですね、複数台残っておるということで聞いておりましたけども、これは、どういったことで使われるんでしょうか。
委員長	教育課長
教育課長	パソコンにつきましては、昨年度各教師に1台ずつ購入しましたが、この分ではなくてパソコン教室がありますけれども、その分の経費でございます。
委員長	質疑がないようです。 これで教育課の質疑を終わります。
休憩	
委員長	ここで休憩をいたします。 午後1時から再開です。よろしくお願いいたします。 (12:08)
再開	

委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
委員長	生涯学習課の予算説明を求めます。 生涯学習課長
生涯学習課長	生涯学習課でございます。 平成27年度の予算の概要について、説明させていただきます。 予算書96ページをお開きください。 9款教育費、8項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。 支出総額は105,500千円でございます。職員給与、嘱託職員、社会教育指導員、地域活動指導員等の人件費、それから成人式の記念品の購入経費及びPTA活動、あるいは青少年育成町民会議の補助金等が主な内容でございます。 続きまして、98ページ、2目めくばーる学習館費でございます。 めくばーる学習館、町民ホールの維持管理費用が主なものでございます。予算総額は34,683千円、めくばーる全体の電気代の光熱水費等が16,500千円や清掃、植栽、施設管理及び保守点検等の委託料でございます。 修繕費を平成26年度より1,423千円減額をさせていただいておりますけれども、本年度26年度につきましては、学習館エレベーターそれから学習館町民ホールの自動ドアの修理が発生したために計上している分がございますけれども、27年度にはないところでございますので、この部分を減額させていただいております。 続きまして、3目公民館費でございます。 予算総額が6,425千円でございます。高齢者学級、公民館の講座講師謝金、青少年事業の運営と自治公民館活動の支援のための補助金等でございます。 平成26年度は自治公民館コミュニティ整備補助金を2件、2,700千円計上をしておりましてけれども、27年度については、各公民館からのですね、申請等がございませんでした。これは、公民館の改修や広場の整備に、事業費の半額をですね、助成をする制度でございますけれども、今回27年度には申請の予定がございませんので、その部分を減額をさせていただいております。 それから、99ページでございます。 公民館支館費でございます。3,386千円でございますが、公民館支館、コスモス公民館の維持管理費用が主なものでございます。 続きまして100ページ、5目コスモス図書館費をお願いいたします。予算総額は39,487千円で、前年と比較しますと3,335千円増となっております。 委託料では、図書館業務運営委託料が27,437千円を予算計上させていただいております。前年と比べ3,471千円の増とさせていただいております。 図書館につきましては、平成24年度から3年間業務委託をしておりましてけれども、その期間が本年度で終了いたします。今後の運営の方向性を検討するために、昨年9月には利用者のアンケートも実施いたしました。利用者のアンケートの中では、図書館スタッフの接客や応対については、非常に高い満足度を示された一方、土日、祝日の開館時間の延長に強い要望があったところでございます。 そのアンケートの結果と図書館関係者の意見等も踏まえ、まずは運営につきましては、今後も業務委託において円滑な図書館運営ができると判断をし、本年1月にプロポーザルによる選定作業も行いまして、選定作業の結果、これまでと同じ業者であります株式会社クリーン商会さんとのですね、5年間の業務委託契約を、今後締結をする予定でございます。 また、これまで休館日であった8月15日を開館をすること、土日、祝日がこれまで10時から5時まででございましたけれども、これを平日と同様の7時まで開館をするということで準備を進めております。

	こういったものと含めてですね、図書館全体のサービスの充実をさらに深めるということで、委託料の増になっているところでございます。 また、TRCマーク委託料というのが580千円上がっておりますけれども、この部分につきましては、図書館の書籍の発注と発注で納品後の登録作業を委託をしております、その委託料でございます。 それからコスモス図書館費、18節備品購入費6,500千円につきましては、図書館の書籍の購入でございます。約4,700冊を予定をしておりますところでございます。 それから、6目めくば一る図書館費でございます。 予算総額38,378千円となっており、前年比1,614千円増となっておりますけれども、先ほど言いましたように、図書館業務委託を新年度からまたやるということ。この部分につきましては、23,996千円を計上させていただいております、これにつきましても前年度と比べ約3,400千円の増となっているところでございます。 同じく備品購入費につきましても、5,000千円の予算を計上しております。3,600冊の書籍を購入する計画にしております。 続きまして、101ページでございます。 7目人権・同和教育推進費でございます。予算総額は15,024千円でございます。人権フェスタ、人権セミナーの開催経費、解放子供会などの謝金、それから朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会の負担金などでございます。 同協議会の負担金につきましては、予算書のとおり1,754千円増の5,125千円を計上しております。今年4月1日から開設をされます朝倉地区人権情報啓発センターの運営費用の負担増でございます。 それから、予算書102ページでございます。 8目文化振興費は、予算総額が17,035千円でございます。講演会、演奏会等の自主文化事業や文化団体でございます文化協会への補助、めくば一る町民ホール、コスモスプラザのふれあいホールの舞台、吊り物、照明、音響などの保守点検及びオペレーター業務が、主な費用となっております。前年に比べますと160万ほど減となっておりますけれども、26年度につきましては、めくば一る町民ホールの舞台装置、昇降装置等の部品交換が170万ほどかかっておりまして、これが27年度は計上しておりませんので、減額になっておるところでございます。 続きまして、105ページをお開きください。 10項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。7,465千円計上しております。各種町内の住民の皆様の参加した各種のスポーツ大会、指導者研修会、スポーツ推進委員会等の経費や体育協会、スポーツ少年団等への補助が主なものでございます。 委託料のスポーツフェスタの事業委託につきましては、ソフトボール大会、ビーチボールバレー大会、うぐいすマラソン等の運営につきまして、体育協会に委託をしておりますので、その委託料でございます。 続きまして、2目体育施設費でございます。支出総額が37,123千円でございます。体育館、グラウンド、町民プールといった社会体育施設の維持管理及び学校開放施設による夜間照明の光熱水費等が主な支出でございます。 委託料では、体育施設管理委託料として9,400千円計上させていただいておりますけれども、農業者トレーニングセンターあるいは三輪小学校での体育館の管理業務の委託料でございます。 それから使用料では、農業者トレーニングセンター用地借上料といたしまして、3,341千円を計上をさせていただいております。
--	---

	それから、備品購入費といたしまして、スポーツ少年団レスリング用マット3, 375千円、それから一部オープンいたします多目的運動公園で使用するスポーツ関係の備品、サッカーゴール、野球用の移動式バックネット、テント、ベンチ等々ですね、4, 833千円、計の備品の額として8, 200千円をですね、今回予算に計上をさせていただいているところでございます。 以上、生涯学習課の予算の概要について、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の97ページです。 19節負担金補助及び交付金、上から3番目、青少年育成町民会議補助金が昨年度より40万ほど下がっているんですが、理由を教えてください。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	町民会議の補助金につきましては、26年度120万ということでしたけれども、本年度は80万で計上させていただいております。 本年度は持ち回りではございますが、県の子どもの集いというのが筑前町に来ておりまして、共催という形ですね、従来やっておりました町民会議主催の子どもの集いと県の集いと一緒させていただくように段取りをさせていただいております。そちらのほうからですね、30万の補助金をいただくようにしております。それと若干の繰り越しの部分も含めて、今回40万は減額をさせていただいて、それで活動ができるんじゃないかという判断の下で、予算計上をさせていただいております。
委員長	河内委員
河内委員	今年は県の子どもの集いがあるから減額ということですが、来年度はまた戻って上がっていくという考えでいいですか。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	担当課としましては、次年度はまた補助金については、元に戻させていただきたいと思っております。
委員長	河内委員
河内委員	98ページです。 13節委託料、上から6番目、オイルタンク機密検査委託料56万上がっています。昨年は152千円でしたが、約4倍、理由を教えてください。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 めくば一るの中にありますオイルタンクの保守点検については、毎年やらせていただいております、その分については約15万でございます。 ただ、このタンクの中を清掃をしたほうがいいというアドバイスを受けております。設置後17年を経過してですね、これまで清掃していないという話ですので、その清掃作業料として、別途40万ほど計上させていただいて、合わせて56万の予算を組ませていただいているところでございます。
委員長	河内委員
河内委員	タンクの清掃は何年ごとにされる予定ですか。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 タンクの清掃につきましては、今年度初めてでございまして、何年周期でということについては、今持ち合わせておりませんので、確認を次第ですね、ご報告したいというふうに思います。
委員長	横山委員

横山委員	106ページ、14節使用料及び賃借料のところでございます。 用地借上料として3,416千円、農トレという、話ではお聞きしましたけれども、何坪ぐらいということが分かったら教えてください。 3,416千円を単純割ると、月に284,700円払っているということですから、相当な面積だと思います。分かれば教えてください。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 面積につきましては6,458㎡でございます。
委員長	山本久矢委員
山本委員	予算書の105ページです。 負担金補助及び交付金ということで、その中で、全国大会規模出場助成金、スポーツ少年団助成金、その後のプール監視員の賃金ということですけども。 まず、全国大会出場助成金というのは、1団体にいくらなのか、また大人数で団体戦とかそういうのがあると思いますが、まずそこでいくらあたりの助成があっているのかと。 また、スポーツ少年団助成金は、スポーツ少年団が何団体あるのかということで、個人協議とかいろいろ、何団体に補助金を出しているのかということです。 あと町民プールは、何人で何日間の監視員の賃金なのか、お尋ねします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 全国大会規模の補助金につきましては、選手それから監督の方に旅費の半額を補助させていただいているところでございますけども、何回も行かれまして1回だけということで、お願いを今はさせていただいております。 それから、スポーツ少年団は、今、20団体、約500名の子どもたちが加入をしてくれております。 それから、町民プールにつきましては、大体5、6名のですね、監視の方がいらっしゃいまして、確認すると80日前後だったと思いますけれど、そういう状況でございます。
委員長	深野委員
深野委員	地域活動指導員について、ちょっと聞きたいと思いますが。 地域活動指導員、以前は10分の10県の補助でやられたと思ってますが、今はちょっと県の補助がですね、減ったということです。96ページですね。 この地域活動指導員の今の補助率について、まず教えてください。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 地域活動指導員につきましては、県の補助金をいただいております。補助金の枠の範囲内で対応させていただいているところがございまして、補助率というのが何%というのが、なかなかちょっとはつきりしておりません。 ただ、実績としましては、ここ数年は、大体60から70%の間でですね、補助金をいただいているところがございます。
委員長	深野委員
深野委員	そういった補助金を多く貰っている地域活動指導員であります。 以前も話になりましたが、この地域活動指導員、いわゆる子どもたちの体験活動とか人権教育に資することをやっているかと思いますが、そういった専門職もですね、専門的ところが要素として、僕はあると思うんですね。 そういったところは、やっぱり嘱託職員から枠を外して5年ですね、こういったも

	のを切るべきじゃないと、僕は思っています。 だからそういったところを町としてもですね、これは嘱託職員の中に全部含めて入れるんじゃないくて、そういった補助率の多いところについてはですね、嘱託職員の。嘱託職員から外して専門職で雇用するべきだと私は思いますが、そこは生涯学習課長か総務課長、どちらかでもいいです。
委員長	総務課長
総務課長	お答えしたいと思います。 地域活動指導員につきましては、先ほどおっしゃられたようにですね、当初は100%の補助でしたけれども、近年はですね、大体3分の2程度の補助に変わってきておると思っています。 5年という、昨日もですね、その関係で質問が出ておりましたけれども、昨年ですね、労働契約法が改正になりまして、これは、民間企業のほうが適用で、公務員の場合はですね、まだ正式な適用ではないんですけれども、一応5年を超えて、継続的にですね、5年を超えて職員なり社員を採用する場合にはですね、もう非常勤とはみなさないということで、そういった規定が今度法律のほうで去年から適用されているわけです。 そういったことからですね、職種に限らず非常勤で雇用する場合については、どうしてもこの一定5年というのを参考に、町としてはさせていただいているという状況で、これを超えるような期間を任用する場合には、常勤として正式な職員なりということになってまいりますので、その辺非常に難しい問題であるというふうに認識しておるところでございます。
委員長	深野委員
深野委員	近隣の市町村もしっかり調べていただいて、私が知ってる限り地域活動指導員、10年ぐらい勤めている方も、何人もおられます。そういったところを調べていただいて、筑前町も改善するようにですね、よろしくお願いします。以上です。
委員長	総務課長
総務課長	お答えしたいと思います。 長いところはですね、そういったふうなこともありますけれども、きちんと今は、そういう労働局とかですね、そういったところの国の機関のほうからのですね、調査がそこまでは及んでないとは思いますが、実質そういった指導もですね、あつておるところでありますので、こういう一定の年数を超えての雇用というのは、非常に難しいというふうに思っております。
委員長	福本委員
福本委員	予算書の100ページですね、コスモス図書館並びにめくばーる図書館費ということで、業務委託が300万を増加しまして、営業時間の延長、いわゆるサービスを強化するという、詳しく説明があったわけです。 私は、常々思っておるのは、先進地の図書館運営で、何か小さいことでも学ぶところ、取り込むところがあればということで、そういった案件がございましたらお答えいただきたいと思います。以上です。
委員長	すみません。予算にそれは何か関係するんですかね。 福本委員
福本委員	いわゆるサービスを強化することで300万増加されたということでですね、その努力はされておるとことは見えてくるわけです。その中でもですね、やはり何か先進地で見えてきたことで、やはりプラスになる、運営でプラスになるようなことも、やっぱりサービス強化の中で取り込んでもらったらどうかなということで、提案申し上げたわけです。以上です。

委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 先進地は、図書館に関してはですね、かなりあろうと思います。 あまり多くは私も把握しておりませんが、近くで言えば、小郡図書館さんはですね、非常に近隣では取り組みが有名でありますし、それから議員の皆さんも行かれました武雄図書館はですね、やっぱりまた独自の運営のやり方をされております。同じく佐賀の伊万里は、伊万里市図書館につきましてもですね、非常に地域の人たちと一体となった図書館づくりがされているところでもございますし、県内で言えば、荻田町の図書館が非常に有名でございます。 そういったところの状況もですね、もうちょっと把握をさせていただきながら、合わせてスタッフの研修も入れながらですね、図書館のさらなる充実を図っていきたいというふうに思っております。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	それから、4月の23日でございますけれども、筑前町図書館がですね、文部科学大臣賞を表彰するように、先日ご通知が来ました。親と子の読書あるいは地域の読書活動のですね、先進的な取り組みをしているということでですね、県内では、公共図書館としては筑前町図書館1館のみでございますけれども、文部科学大臣表彰を受ける予定になっております。以上でございます。
委 員 長	山本一洋委員
山本委員	予算書の102ページです。 文化振興費の自主文化事業委託料ですね、ちょっとお尋ねしたいんですが、550万の予算ですけれども、文化事業のイベントの集客にはたいへんご苦労なさっているというふうに思っていますが、その中に、イベントを組む内容に、住民の方々のご意見、意見がどのように反映されているのかなというふうに思っています。 集客に苦労しているわけですから、そういう住民の方の意見を取り入れて、そして提案ではございませんけれども、友の会みたいな組織を作っていただければ、住民の方が人を呼んでくるというような形でですね、住民の方を巻き込んでの文化事業にされてはというふうに思いますが、そこのところをご意見をお願いしたいと思います。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 自主文化事業につきましては、町民の皆様の声という形ではですね、1つには、たくさんのイベントにたくさんの方の来館者、来ていただいております。町内外ではございますけれども、この来ていただいた方たちにですね、必ずアンケートを取らせていただいております。その声をできるだけ反映できるようにという努力はさせていただいております。 それから自主文化事業の計画につきましては、関係者の声、それから原案につきましては、教育委員会の中でもですね、協議をさせていただきながら確認を取らせていただいているところでございます。 それからもう1点、友の会のことでございますけれども、これにつきましては、他の自治体やその他の状況もですね、ちょっと調査をさせていただきながら、対応できるところについては前向きに対応をしていきたいというふうに思っておりますので、そういう回答でよろしく願いいたします。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	106ページです。18節備品購入費です。 先ほど課長の説明では、多目的運動公園で使う備品が4,830千円含まれているという説明でしたが、多目的運動公園で使うのだったら多目的運動公園の予算に入れ

	るべきじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 多目的運動公園の事業費に関しては、都市計画課がですね、この間もずっと担当しておりますけれども、多目的運動公園をオープンするにあたって、今、生涯学習課と都市計画課の中でですね、協議をさせていただいているところでございます。 特に今後の方向性としましては、その運営については、生涯学習課も深く関わっていくということになると思いますし、今回の備品に関しても、特にスポーツに係わる備品についてはですね、生涯学習課のほうノウハウを持っているのではないかと、ということで、サッカーやゲートボール、パークゴルフ、少年野球、ソフトボール、その他若干ベンチ等もありますけれども、こういったスポーツに係わる備品については、生涯学習課のほうで今回予算を計上させていただいて、多目的運動公園全体に係わる、管理に係わるものについては都市計画課ということで、整理をさせていただいているところでございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	多目的運動公園に係わる経費が他の課に予算化されているのは、生涯学習課だけですか。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 都市計画課と生涯学習課だけでございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	そしたらですね、多目的運動公園の総事業費の中に、生涯学習課の予算も含むべきだと思いますが、その辺はどう思われますか。
委 員 長	財政課長
財政課長	お答えします。 多目的運動公園のいわゆる総枠、先ほどありましたように、17億9千万ですね。これにつきましては、その施設の整備事業費としております。 それができてしまった後、これから先は、今度は管理と、それを利用するものの予算化となります。 それで、先ほど都市計画課がしておりますのは、その管理費用として軽トラックが要ります、草刈り機が要ります、水のあれが要りますというような話ですし、今回生涯学習課が計画しておりますのは、ゴールポストとか移動式のバックネットとか、いわゆるそれを利用する、子どもたちが利用するためのものでございますので、そこら辺はちょっと管理が違うのかなと、私は思います。 そういうことでございます。以上です。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	同じく106ページの18節備品購入費、説明で、レスリング用マットという説明がございました。 レスリングにつきましては、以前中学校に部活を設置するというような、県からのお話、要請があつたようなことも聞いておりますけれども、このレスリングをどういうふうに町として位置付けて支援していくのか。 幸いにも筑前町は2回もオリンピックに出場された池松氏がおられますけれども、その点のご見解をお伺いいたします。 それともう1点、同じところで、先ほどベンチ、多目的公園の説明がございましたけれども、こういったベンチというのは、わずかな経費に、18億からすればなるのかもしれませんが、PRを兼ねて地元の企業さんとか協力してくださる企業さ

	んに協力要請して、寄付というような形で設置はできないものかというふうに考えます。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 レスリングにつきましては、スポーツ少年団のレスリング部としてですね、非常に活発に活動していただいております。各種大会にも出てがんばってくれているところでございますし、今のレスリングマットがですね、個人のものをまだお借りしているような状態でございましたから、今回町のほうで購入を計画をし、予算計上をさせていただいているところでございますし、先ほど言われましたように、池松さんもいらっしゃいますので、レスリングはですね、町としても、それら生涯学習課といたしても支援を、今後もやっていきたいというふうに思っているところでございます。 それから、ベンチにつきましては、そういうご提案をいただきましたので、このことについては、少し調査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	ベンチについては、調査していただきたいと思いますが、レスリングにつきましては、中学校等での部活ということの考えと言いますか、それは今どの方向に向いているんでしょうか。もう部活はやらないという方向になってしまっているんでしょうか、お尋ねをいたします。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 中学校の部活としての対応というのは、お話を私も聞いたことがございますけども、現状では部活として組織を立ち上げるという話がですね、前に進んでいるということは聞いておりませんので、この部分については、ちょっと学校のほうとも確認をしなければなりませんけれども、現状ではレスリング部が立ち上がるということにはなっていないというふうに思っています。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	先ほどから言いますように、2回もオリンピックに出られた選手がおられますので、やはり町の1つの大きなこれはPRというか、目玉にもなるんじゃないかなと思いますので、総合的に考えていただけたらと思います。
委 員 長	山本久矢委員
山本委員	公民館関係なんですけども、ちょっとどこに当てはまるのかが、自分が見落としているのか分かりませんが、昨年、また以前から通学キャンプとか通学合宿とか行っておりました。 昨年、一昨年もありましたけども、昨年は三輪地区の大塚、弥永、依井で、3区で持ち回りということで実施されました。また夜須地区のほうは、何か受け入れ体制がなかなかうまくいかないでということで、26年度は三輪地区だけのみの実施となりました。 27年度は夜須地区のほうである、そういう予算も入れてあるのか、また予算的に公民館に補助を出すのか、子どもたちがいろんな活動をするのに必要な経費のみなのか、それをお尋ねしたいと思います。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 通学合宿に関しましてはですね、予算的には永野財団さんのほうから青少年健全に関わる補助金をですね、通学合宿をした場合にはいただいております。その部分を充てさせていただいているのと、食事代等がございますので、そういった部分につつま

	しては、参加者から参加費を取ってやらせていただいておりますのでございます。 一般的に事前の募集をするとか、いろんな部分がありますけど、そういった部分につきましては、公民館の消耗品等あるいはその予算の中で、予算の範囲内で対応させていただいておりますのでございます。
委員長	質疑がないようです。 これで生涯学習課の質疑を終わります。 これで歳出を終わります。
委員長	続きまして、歳入の説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、歳入について説明をいたします。 歳入につきましては、予算概要でですね、主な点については説明しておりますので、なるべく重複しないように簡潔に説明いたしたいと思います。 １０ページをお願いいたします。 １０ページ総括表、１１ページが歳出の総括、それから１３ページと歳入がずっと続いておりますので、読みながら説明していきますので、よろしくお願いいたします。 まず第１款町税でございます。総額が２，９２６，８９４千円を計上しております。内訳につきましては、町民税が１，２２６，５８３千円で５．６％の増、それから固定資産税が１，３６２，９９２千円で２．４％の減、これにつきましては、評価替えによるものでございます。 それから軽自動車税が７８，２３９千円で１２．５％の増、たばこ税が２５２，９７２千円で１４％の増でございます。 それから入湯税につきましては、６，１０８千円で４．９％の減となっております。 ２款でございます。地方譲与税でございます。 地方譲与税につきましては、自動車重量税の税率の変更等によりまして、６．６％の減の１４１，０００千円を計上いたしております。 それから６款でございます。６款地方消費税交付金でございます。次のページでございます。 これにつきましては、当初予算概要の説明で申し上げましたように、地方財政計画におけるですね、地方消費税の増減率を考慮しまして、４００，０００千円を計上しております。消費税が上がる前の２億３千万の大体１．８倍ぐらいを考えて計上しております。 それから第１３款分担金負担金でございます。１５ページでございます。 前年比３．９％の増、２０３，３７２千円を計上しております。主な増額の要因につきましては、包括支援事業の分担金、それから園児の増によります保育料の増を見込んでおります。 １４款につきましては、１６ページでございます。 前年比４．１％の増、２２３，５７０千円を計上しております。これにつきましては、大刀洗平和記念館のですね、入場料の増を見込んでのことでございます。 それから１５款でございます。１７ページの下のほうにございます。 国庫支出金でございます。前年比６．９％の減ということで、１，２１８，３４２千円を計上しております。 保育所の運営負担金、それから農業基盤整備促進事業補助金等につきましては増額になっておりますが、主な減額の要因につきましては、昨年ございました臨時福祉給付金事業のですね、補助金が減額になったもので減額となっております。 それから１６款につきましては、１９ページでございます。 県支出金でございます。３２．８％の増、８４９．０５１千円を計上しております。

	主な増額の要因につきましては、新規のものとしては、地域元気づくり事業費の補助金、それから来年度行われます国勢調査の委託費、それから農林商工課の事業でございます活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、それから農地・水・環境保全向上対策推進交付金等の増によりまして、増額となっております。 それから１８款につきましては雑収入でございます。 雑収入につきましては、申し上げますように、各種の基金利子が４５，６９０千円を計上しております。 それから２１款につきましては、２３ページでございます。 ２１款の諸収入でございます。前年比３９．４％の増、２０６，９５０千円を計上しております。 主な増額の内容といたしましては、予防接種の徴収金、それから広域圏におけるですね、共有山林の基金の分配金を収入として上げております。これが大きな原因でございます。 簡単ではございますが、以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 石丸委員
石丸委員	本年度の予算が１２０億９千万、これにつきましては、前年度比３．８％増、額にして４億４千万程度ということで、このことの理由はですね、先日説明を受けましたので、特にこれまでの継続事業ということで、そのことは分かるわけですが、言いたいことは、本町のいわゆる当初予算、これは町長も常日頃からですね、身の丈に合ったということと言われておりますし、額にしたら１００ちょっとだろうというようなことを、以前から言われておったと思います。 また、先日の全協の場では、財政課長のほうからですね、１１０億程度ぐらいだろうということと言われておりました。 そこで財政課のほうから、２月にですね、財政健全化に向けた指針というのをを出していただいたわけですが、そこではですね、やはり当初予算１１０億に近づけるための指針だろうというふうに、私は捉えておるわけですが。 そこでですね、例えば目標達成のための具体的な方針というふうにあります。 目標、支出削減、当然だと思います。そこでは具体的な方針が書かれておるわけですが、ほとんど数字がないわけですね。数字で、これだけやるから何年後には、それになりますよと。いわゆる目標ではありますけれども、目標というのはできるだけ明確にされないと、達成はなかなか難しいんじゃないかなと。 何故ならば、数字であるからこそチェックもできますし、この分が足らんやったとか、そういうことができるわけで、単なるこういう文章の羅列ではですね、なかなかそれが可能になるのかなと、そういう思いでおります。 そういう意味では、何がどうのこうのじゃなくて、もう少しですね、数字をきちっと入れていただいて、その目標が達成できなければできないですね、それは数字を入れた意味があるんですよ。ちゃんとチェックができますからね。そういう意味ではもう少し数字を入れてほしいなと。 要望であります、そういうふうと考えております。どうでしょうか、そのことについて。
委員長	財政課長
財政課長	財政計画として、年度当初からですね、要望が上がっておりました。やっと１２月にできて、やっと２月に説明を申し上げたところでございます。 この中で、確かに具体的な数字が出せなかったというのは、まだ私のほうの勉強不足もたくさんあります。

	この方針の中にも上げておりますように、具体的な方針は毎年検証をして、見直すということで行きたいと思います。そういうご意見がいただければ、そのことを考えながらですね、見直しできるようにしたいと思っておりますので、このことについてはご意見として、ありがたくいただいておりますので、このことについて
委員長	川上委員
川上委員	当初予算資料ですね、4ページなんですが、今後の要補正見込額がここに掲げておられます。特別会計の繰出金から基金積立含めて3億100万の要補正額をここに掲げておられますが。 昨年度のかけ方はですね、もう今年を見ますと保留額は0と、はっきり書いてあります。それでマイナスの3億100万と。 去年は2億数千はあったわけですが、初めは0とか何も書いてなかったわけですが。今年はそれこそ、その留保財源のですね、予算措置がなされておられません。 ということは、赤字で3億ということであれば、やはり基金の取り崩しをしなくちゃならないのか、そういうことでの考え方で、ここで表しておられるのか、お尋ねをいたします。
委員長	財政課長
財政課長	おっしゃるとおりでございます。 資料の中にはですね、留保財源はありません。そういうことで書いております。 ただ、財政計画も見ていただくと分かるんですけど、いわゆる決算を何度もされてある議員さんもいらっしゃると思います。予算と決算のかい離というのは当然ありますし、基本的に大体平均的にですね、5%程度予算から決算を引くと、大体余裕財源、留保財源が出てきております。 そういう中で、今までの中でこういうふうな今後の補正というのは賄ってきけるような現状があります。当然不足する場合については、基金を取り崩していかなければならないと思いますが、逆に言えば削減を、予算の執行をですね、削減しながら、予算は予算でございます。執行については厳しく見つめながら、そこら辺のですね、留保財源とまではいかないと思いますが、余裕が出てくればと思っております。 3月の補正につきましても、それなりの財源が出てきておりますし、3月の補正についても、ほとんど減額の補正でございます。増えておるのは、いわゆる基金の積み替えのために3億とかいう考えが出てきておるだけでございますので、そういう中で調整をしていきたいと思っております。 ただ、おっしゃるように、こういう予算を組まなければいけないというのは、厳しい状況というのはあります。 そのことはご理解いただきたいと思っておりますし、確かに住民のですね、福祉のためということでやっていくつもりですが、そこら辺は当然出てくると思っております。 考え方としては、そういうことで、当初予算としては上げておるところでございます。
委員長	川上委員
川上委員	当然ですね、不用額につきましては、がんばっていただきまして、たくさん出していただいて、それからやはりこの予算額ですか、3億程度の、当然出してもらわなくちゃならないですが。 それに付け加えてですね、予算書の歳入の22ページなんですが、財産収入、これが基金運用に対する利子について、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。 昨年度が3,560万の予算でございました。そして今年が4,500万というような形で予算計上されております。 26年度の補正予算を見ますと、本当にこれは出納室長のおかげと申します

	か、基金運用がですね、スムーズにできまして、もちろんアベノミクスにより円安ドル高によりまして、仕組み債の早期償還等もあったわけですが、それも含めて2億数千万のですね、この、儲かったということですね、本当にこれは感謝をいたしております。 ただ、それが今後、基金運用額は何十億されておるのかもあるわけですが、昨年がそれだけの運用が outcome しまして、27年度ですね、これが今度どのくらい見込まれるのか、本当に大変なお仕事だったと思うんです。これだけの運用をされたことについてはですね。 ただ、これが、今申しますように、昨年は3,500万の計画が2億越した運用額でございますので、来年がどのくらいか見込みが分かればですね、ちょっとここでお聞きしたいと思っております。
委員長	出納室長
出納室長	私のほうからお答えいたします。 まず1点目、平成26年度の債券運用の状況ということで、こちらのほうからまず回答したいと思います。 26年度は日銀の異次元の金融緩和、それから大量の買いオペ、それから短期国債のマイナス金利の長期化かなどで、国内債券の金利が大きく低下しております。 また、長期金利の指標となる新発10年物の国債の金利が、一時0.2%を切る状況もありました。現在は0.3%から0.4%をちょっと超えたところで落ち着いているという状況でございます。 さらに購入価格が上昇して、パー債権及びアンダーパー債権がほとんど流通していない状況となっておりますが、昨年度の当初に町長、副町長の素早い決断によりまして、26年度購入したばかりの20年以内のパー債権以下の国内債券でありながら、かなりの運用益が出る見通しとなった状況でございます。 26年度の単年度ではございますけれども、基金運用益は2億1,100万程度になる見通しでございます。 大体20億から30億、半分以下を運用しておるわけですが、大体今、新発10年物で3%と仮定して、30億運用して1年間の運用益が大体900万ということになるわけですが、今回、先ほど川上委員が指摘されましたように、アベノミクス等で、当前年度当初に金利がまだある程度あって時価が低かった時代に、去年の4月から年度当初に、購入という形で対応しておりました。 その分が、その後の異次元の金融緩和及び10月末の追加緩和、これで相当の時価が値上がりしました。そのタイミングで売却をさせていただいた売却益ということでございます。 したがって、売って売却益をもう既に確定しておるわけですが、今度は逆に言えば、時価が上がっているわけですから、当然オーバーパー債権しかございません。したがって、27年度は、運用は非常に厳しい状況でございます。 ただ、目標として4,500万、つまり4%を30億運用したとして1,200万、それを4,500万程度なんとか運用益として、上限として運用益が出るよう努力していきたいということで、1つの目標値ということで予算計上をさせていただいているという状況でございます。以上です。
委員長	川上委員
川上委員	確かに購入のときはですね、もう90数円、100円が90数円で130何円とかになれば、売却したがが一番いいんですが。今後はアンダーパー債権がないということになれば、非常に厳しいなと。 ただ、これは何と言いますか、オーバーパー債権ではもう購入ができないというこ

	とであれば、もうこのまま置いとかなくちゃならないというような、運用の仕方しかないわけなんです。 町長、お尋ねしますが、その対応ですね。やはりもう、もちろん証券会社あたりからいろんなお話があって、対応されると思うんですが、確かにもうそれが基本とは思いますがね。 ただ、これは短期間でというなのは、その社会情勢を見て、もしもそういうものがあれば、やっぱりオーバー債権があれば、これが町民の皆さんがそのやり方を示すということはちょっと難しいところもあると思うんですがね、やり方としては、ちょっとそこら辺も必要ではないかなというところも、私は思うんですが、どのようにお考えでしょうか。
委 員 長	出納室長
出納室長	お答えいたします。 川上委員ご指摘のとおりでございます。 ただ、パー債権以下で買いますと、当然ペーオフも考えて、ペーオフの場合はもう1千万しか保証はございません。 国債の場合は、国がパー債権以下で買っていると、必ず額面どおりに、必ず返ってきます。そしてなおかつ政府が保証しているということで、金融機関のリスクよりも政府が例えばデフォルトを出すような状況になるという確率からすると、非常に安全な債券であると。 ただ、現在の経済情勢で、なかなかパー債権以下が発生しない場合に、これは国東市が先進地ということで、今、基金の運用の指針の見直しを行って、きめ細かな指針を作っております。私も見せていただきました。確かに考え方、すばらしい運用指針を作っておられます。 ただ現時点では、研究の対象であって、あくまでも当面はパー債権以下で、必ず額面が返ってくるところで、債券運用を、当面のところは研究しながら、その運用の形で、現在あります運用指針に沿ってがんばっていききたいと。 当然、値上げの利ザヤではなくって、金利で確実に運用益を出していくと、そのほうが安全であろうという立場に立っております。 したがって、当然、今川上委員が指摘されますように、101円で買って102円で売る。1円の差です。当然99円で買って100円で売る。当然1円の差です。利益は一緒です。 ただ、これが最後まで行ったときに、もし最後まで経済情勢とかが動かなくて、なったときに、1億100万で買っていたものが、1億円しか返ってこないということでございますので、当面のところは研究対象ということで、当面はパー債権以下で、何とか運用をしていきたいということでございます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	26ページです。 5節の雑入の一番下ですね、広域圏共有山林基金分配金が7,000万入ってきておりますが、これの用途は決められているのでしょうか。それとも一般財源として受け入れていいのでしょうか。
委 員 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 この点についてはですね、西部分署の増改築、これに充当する予定でございます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	だから、一般財源として扱っていいわけですね。

委 員 長	梅田委員
梅田委員	同じところなんですけれども、7, 000万、貴重な財源が入ってきたわけなんです、広域圏の中で今後、まだ残があるというふうに考えていいのでしょうか。今後、この後の分配の可能性と言いますか、それはどのようになっておりますでしょうか。
委 員 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 若干の残は残るかと思えます。これはですね、共有林として5haぐらい残りますので、この維持管理費、これが年間数万円いるというふうなことでございますので、残るとするならば、それを何年間ストックしとくのかというふうなことでですね、この7, 000万はマックスというような状況だと、いうふうにご理解願いたいと思います。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	広域圏のこういう財産ですが、他にも分配できそうなものというものはあるんでしょうか。そして、これが西部分署に使われるわけなんですけれども、西部分署が拡充されたときに、ポンプ車の購入ということも言われておりますが、消防自動車ではなくて、筑前町は本当に救急出動が多いわけなんです。 それで、これが救急車を購入という、そういうふうなことを広域圏で話し合われるということは可能なのか、お尋ねをいたします。
委 員 長	中野副町長
副 町 長	その点についてはですね、もう既にポンプ車を購入するというふうに決定をいたしております。救急車についてもですね、本当に検討はされたんですけれども、やっぱり人員配置、そういうものも関連いたしますのでですね、当初どおりポンプ車購入というふうなことで決定をいたしております。以上です。
委 員 長	もう1つあります。
副 町 長	中野副町長
副 町 長	すいません。財産処分についてはですね、基金的にはおそらくもうこれが最後と思いますが、ただ市町村会館の処分ですね、これがどうなるか、今後の協議によるというふうなことでございます。以上です。
委 員 長	横山委員
横山委員	歳入予定の中の13ページでございます。 1款町税という中に、滞納繰越分ということで、1項、2項、3項にございます。合わせて46, 549千円ございます。全体の120億に対して0.38%あるんですけども、先ほど予算だからと言われればそれまでなんですけども、これだけの滞納繰越分があって、もちろん100%いただくということを条件にされていると思うんですけども、この辺りの最終的な予測と言ったら悪いんですけども、その辺りはどういうふうに考えてあるのかなと、そこをお尋ねしたいと思います。
委 員 長	財政課長
財政課長	基本的にはおっしゃるとおりです。 滞納のですね、財政計画の折にも説明いたしましたように、そういう専門の方をですね、これは一般会計の予算じゃございませんけど、お願いして、その中で回収していくと。 予算としてはですね、いわゆる歳入欠損というのはちょっと厳しいもんですから、そういう意味ではちょっと低めになっておるのが現実だと思います。 ただ、これを伸ばすために、特に固定資産税というのは一口の額が大きいです。額が大きいものが残っています。小さいものは入ってくるんですけど。そういう中で考えております。

	ですから、いわゆる徴収率を伸ばすということ、それから、財政課のほうで98%というのは、これは現年分の課税でございますので、これを確実に持って行くということが根底に置いております。ただ、予算としては、やっぱそこ辺がちょっと厳しいものを見て、抑えておるところがございますので、そういうことでご了承いただきたいと思います。
委員長	質疑ございませんでしょうか。 質疑がないようです。 これで歳入の質疑を終わります。 採決に入る前に、予算審査の審議の件で生涯学習課長から発言の申し出があつていますので、これを許可します。 生涯学習課長
生涯学習課長	先ほどの予算の質疑の中で、河内委員のほうにご質問いただいた分の回答をさせていただきますというふうに思っております。 予算書の98ページでございます。 オイルタンク機密検査に係ります部分でございます。この部分の清掃なり検査が、どういう年限でやられてあるのかということでございますけれども、この大きい施設に特にありますオイルタンクにつきましては、機密検査はですね、毎年義務づけられておりまして、めくば一るにつきましても、その省令に基づいて毎年検査をさせていただいておりまして、検査を受けた後にはですね、消防署のまた確認検査があるようになっております。 それから清掃に係りますは、これは義務化をされているわけではなくて、検査の中でですね、異常なり状況が悪い部分があれば、検査業者のほうから指摘を受けて適宜対応していくということで、通常でいけば5年程度が望ましいんじゃないかという、検査業者さんからのコメントをいただいたところでございます。以上でございます。
委員長	これから議案第17号「平成27年度筑前町一般会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第17号「平成27年度筑前町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
休憩	
委員長	ここで休憩をいたします。 2時20分から再開します。 (14:06)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:20)
委員長	議案第18号「平成27年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長

健康課長	平成27年度国民健康保険事業特別会計予算書をお願いします。 予算書1ページです。 平成27年度筑前町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,134,008千円と定める。対前年度比で16.3%の増となっております。 第2条であります、一時借入金の最高額を50,000千円と定めさせていただいております。 第3条、第1項、第1号は、人件費に係る予算額に不足が生じた場合は、同一款内での流用ができることを、第2号には、保険給付費の予算額に過不足を生じた場合は、同一款内での流用ができることを規定しております。 各項目の予算説明の前に、27年度の国保特別会計予算の概要を申し上げます。 27年度予算につきましては、前年度より578,543千円の大幅な増額となっております。これは、医療費の伸びによる増加と高額医療費等に係わる共同事業の制度変更によるものが主な要因であります。 歳入につきましては、27年4月からの国保税率改定により、国保税収入が前年度より66,000千円ほどの増額となる予算としております。また、27年度からの国保に対する国の追加公費につきましても、3,000千円ほどを見込み、予算を計上させていただいております。 なお、25年度の国保会計決算時に赤字分を26年度予算から繰上充用を行っておりますけど、26年度予算につきましても、赤字決算となる見込みでございますので、決算時に27年度予算からの繰上充用の措置が必要となってくるというふうに考えております。時間的な都合もあり、専決処分による補正予算とさせていただくことになると、今思っておりますのでございます。 それでは、事項別明細書で説明をさせていただきます。 13ページをお願いします。 1款1項1目一般管理費は、2,300千円ほどの減額ですが、前年度実施をいたしましたシステム改修委託料がなくなったことが、主な理由でございます。 2目連合会負担金は、220千円の増額です。 14ページです。 2項1目賦課徴収費は、前年度より1,100千円ほど増額となっておりますが、1節報酬におきまして、国保税の収納率向上対策事業として、滞納整理指導員を任用するための報酬を新規に計上しております。税務課での任用となりますが、国税局徴収OBの方を予定をしておりますのでございます。 3項1目運営協議会費は、前年度と同額であります。 2款1項療養費は、前年度より91,729千円の増となっております。4.4%の増です。 なお、退職者医療の変更に伴いまして、27年度より退職者医療の新規該当者がなくなり、該当者が減少いたしますので、一般保健者分は増となっておりますが、退職者医療分は減額となっております。 15ページ、2項高額療養費は20,166千円の増となっております。7.0%の増です。高額療養費につきましても、一般保健者分は増となっておりますが、退職被保険者分は減となっております。 3項移送費から16ページの5項葬祭諸費までは、前年度と同額としております。 3款1項後期高齢者支援金ですが、支払基金の試算により予算を計上しておりますが、1.2%の減となっております。 4款1項前期高齢者納付金は76千円の減です。
------	---

	5 款の老人保健拠出金は、以前の制度分で過誤請求などで支払額が未確定のものがあつた場合、事務費が必要になることから、予算を確保しているものでございます。 6 款の介護納付金は、介護保険に対する納付金で、支払基金の試算により予算を計上しておりますが、前年度とさほど変更があつておりません。 1 7 ページの 7 款共同事業拠出金は、前年度より 4 6 7, 0 0 0 千円ほどの増額となっております。 共同事業には 2 つの事業がございますが、1 目高額医療費共同事業拠出金につきましては、高額な医療費の発生が市町村の国保財政に与える影響が大きいことから、医療費の規模に応じて市町村が拠出金を出し、8 0 0 千円を超える医療費について、交付金が交付をされる事業でございます。国保連合会の試算により予算計上をしておりますが、前年度とほぼ同額となっております。 2 目保険財政共同安定化事業につきましても、同様の事業であります。2 6 年度までは 3 0 0 千円以上 8 0 0 千円以下医療費が対象となっておりましたが、2 7 年度からは 8 0 0 千円以下のすべての医療費が対象となることにより、拠出金が大幅に増加をしているものでございます。 連合会の試算により予算を計上しておりますが、前年度より 4 6 7, 3 6 8 千円の増となっております。 なお、後で説明をいたします歳入の交付金も同程度の増額となっております。 8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費です。 1 節の報酬は、管理栄養士の嘱託職員報酬です。 1 3 節委託料の特定健診委託料は、3 6 % の受診率を見込み、予算を計上させていただいております。 なお、2 6 年度の受診率はまだ出ておりませんが、2 5 年度の特定健診受診率は 3 3. 9 % でございます。 次に 1 3 節委託料の健康づくり運動指導業務委託料ですが、新規の事業であります。特定健診質問票の結果から、本町は、メタボの割合が県平均より高く、1 日 3 0 分以上の運動習慣がない人の割合も 6 0 % というので、県及び国よりも高くなっております。 このようなことから 2 7 年度におきましては、運動習慣を高めることによる健康づくりを重点項目として推進をしていきます。メタボや血糖値に着目した教室を計画をしており、運動指導の業務委託を行います。 コスモスプラザとめくばーで、年間 8 0 回を予定しております。また、自治公民館での運動指導も委託業務の中に含め、地域での運動に対する気運の醸成を図っていききたいというふうに考えております。 1 8 ページです。 8 款 2 項 1 目疾病予防費は、レセプト点検や医療費通知などの経費を計上させていただいております。前年度より 9 3 8 千円の増となっておりますが、主なものはレセプト点検の強化に伴う業務委託料の増によるものでございます。 2 目健康づくり推進事業費は、国保に関するパンフレットの印刷費を計上しています。 9 款基金積立金は、科目保全でございます。 1 0 款 1 項 1 目利子は、一時借入金に対する利子です。2 6 年度の実績額等により、1 5 0 千円の減額としております。 1 1 款 1 項 1 目と 2 目は一般被保険者と退職被保険者への国保税過年度分の還付金であります。3 目は科目保全です。4 目と 5 目は還付加算金となっております。 1 2 款予備費は 2 0, 0 0 0 千円を計上させていただいております。 次に、歳入の説明をさせていただきます。8 ページをお願いいたします。
--	--

	1 款は国保税でございます。2 7 年4月からの税率改定により、前年度より6 6, 3 9 4 千円の増で計上いたしております。収納率につきましては9 4 %で見込んでおります。 なお、制度変更に伴い退職被保険者が減少をしていくことになりますので、退職被保険者の国保税は減額ということとなっております。 2 款1 項1 目督促手数料は前年度と同額を見込んでおります。 9 ページをお願いします。 3 款1 項1 目療養給付費等負担金は、前年度より7 3, 7 1 6 千円の減です。 療養給付費から前期高齢者交付金等を除いた額の3 2 %が療養給付費負担金として、国から交付をされるということになっております。 歳出で説明をいたしましたけど、療養給付費につきましては、前年度より増額となっておりますが、療養給付費負担金が減額という予算になっております。 理由といたしましては、国保会計の収入不足の調整分をこの科目で行っております。その調整額が前年度よりも減少したということによるものでございます。 2 目高額医療共同事業負担金は、高額医療共同事業に対する国負担4 分の1 を計上をいたしております。 3 目特定健診等負担金は、特定健診事業に係る費用の3 分の1 を国が負担するものでございます。 3 款2 項1 目財政調整交付金は、療養給付費から前期高齢者交付金等を除いた額の9 %が普通調整交付金として、国から交付されるということになっております。療養給付費は、前年度より増額となっておりますが、この後説明をいたします前期高齢者交付金が大幅に増える見込みであることから、普通調整交付金は増えないと、さほど増えないという見込みをしております。 また、特別調整交付金につきましては、2 6 年度実績に応じ減額をいたしておるところです。 4 款療養給付費交付金は、退職者に係る療養費に対する交付金であります。退職被保険者が減少することから、減額となっております。 5 款前期高齢者交付金は、概算払いの2 年後に国保以外の全保険者を含む医療費の実績に伴い、精算が行われるといったような制度でございます。毎年この額ですね、変動が激しい交付金ということになっております。 毎年1 月頃に支払交付金が、翌年度交付金の試算を行いますので、その試算額を計上をいたしております。前年度予算より1 1 2, 5 6 6 千円の増となっております。 6 款1 項1 目高額医療費共同事業負担金は、先ほどの国庫支出金同様3 分の1 を県が負担をするものです。 1 0 ページ、2 目特定健診等特定健康診査等負担金も国庫支出金同様3 分の1 を県が負担をするものでございます。 6 款2 項2 目財政調整交付金は、療養給付費に対し県が負担をする交付金です。前年度とほぼ同額を見込んでおります。 7 款1 項1 目高額医療共同事業交付金は、歳出のほうで説明をしました拠出金に対する交付金となります。連合会の試算により予算を計上をいたしております。1 5, 7 5 3 千円の増となっております。 2 目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、歳出予算で説明をいたしました拠出金に対する交付金となります。制度変更により、前年度より4 7 7, 6 1 6 千円の増となっております。 8 款1 項1 目利子及び配当金は、科目保全です。 9 款1 項1 目一般会計繰入金につきましては、法律で定められている繰入金でございます。繰入金総額で、前年度より6 2, 3 3 8 千円の増となっております。
--	---

	なお、２７年度からの国保に対する国の追加公費、全国規模で１，７００億円となっておりますが、保険基盤安定繰入金の中で３０，０００千円ほどを見込んで予算を計上しております。 １１ページ、１０款繰越金は、科目保全です。 １１款１項１目及び２目につきましては、国保税滞納分に対する延滞金です。 ３目と４目の加算金につきましては、科目保全です。 ２項預金利子につきましても、科目保全です。 ４項１目及び２目につきましては、交通事故などの第三者行為分を国保が立て替えて支払った分を、加害者のほうから納めていただくものでございます。 ３目と４目の返納金につきましては、科目保全です。 以上で、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 質疑の方はいらっしゃいませんか。 （質疑なし）
委員長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから議案第１８号「平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委員長	異議なしと認めます。 議案第１８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第１８号「平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第１９号「平成２７年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	平成２７年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算書をお願いいたします。 １ページでございます。 平成２７年度筑前町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３３６，１１７千円と定める。対前年度比６．７％の増となっております。 後期高齢者医療特別会計につきましては、町の業務となっております保険料の徴収とその事務に係わる経費となっております。 それでは、歳出のほうから説明いたします。 ８ページをお願いいたします。 １款１項１目一般管理費は、ほぼ前年並みの予算額となっております。 ２項１目徴収費も、ほぼ前年並みであります。 ２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の試算に基づき予算計上しておりますが、前年度より２１，０２２千円の増となっております。 事務費負担金は前年度とほぼ同額であります。保険料負担金が２１，０００千円ほどの増額ということになっております。

	保険料負担金は、徴収した保険料と基盤安定負担金の合計額となっており、保険料が234,583千円、基盤安定負担金が90,626千円で、合計が325,209千円となっております。歳入予算のほうに同額を計上させていただいております。 3款1項につきましては、保険料の還付金です。一旦町が立て替えにより還付を行い、同額が広域連合より交付をされるということになっております。 3款2項につきましては、一般会計からの事務費繰入金精算戻入金を1千円の頭出しで予算計上をさせていただいております。 4款予備費につきましては、前年度と同額を計上いたしております 次に、歳入です。6ページをお願いいたします。 1款後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合試算によるものでございます。前年度より9.5%の増となっております。 2款と3款につきましては、科目保全です。 4款1項1目事務費繰入金につきましては、広域連合に対する事務費7,670千円、町の事務費2,180千円に対する繰入金でございます。前年並みの予算となっております。 2目は保険基盤安定負担金として、広域連合に納付する費用を一般会計から繰り入れるものです。一般会計で県負担金4分の3を受け入れまして、町負担分4分の1を継ぎ足して繰り入れを行っております。広域連合試算により予算を計上いたしております。 5款と6款1項につきましては、それぞれ1千円の頭出し予算としております。 6款2項につきましては、歳出で説明をいたしました保険料還付金等が広域連合から交付をされるものでございます。 6款3項と5項につきましては、それぞれ1千円の頭出し予算といたしております。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	滞納分について、お尋ねします。 滞納、件数と金額を教えてください。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 2月末現在のデータでございます。 滞納の調定が2,553,250円、件数につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後で報告をさせていただきます。
委員長	質疑、ございませんでしょうか。 河内委員
河内委員	歳入のところで説明がありましたが、保険料が9.5%も上がったということで、さらに滞納が増えるんじゃないかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
委員長	健康課長
健康課長	滞納につきましては、先ほど申し上げましたように、現在250万ほどということで、少しずつ増加をしておる傾向がございますので、税と一緒に夜間訪問徴収などを行っておりますけど、戸別にですね、やっぱ高齢者ということで夜ではなく昼間の訪問とか、そういったことも可能ではないかなというふうに考えておりますので、訪問の相談、徴収をこれから重点的に行っていきたいというふうに考えております。
委員長	質疑、ございませんでしょうか。

	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから議案第１９号「平成２７年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第１９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第１９号「平成２７年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第２０号「平成２７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	平成２７年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書をお願いします。 １ページをお願いします。 平成２７年度筑前の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９，２３０千円と定める。 歳出のほうから説明をいたします。 予算書の８ページをお願いします。 １款１項１目一般管理費、本年度予算３，１６３千円、前年度比２５０千円の減額となっています。 減額の主なものは１３節委託料で、訴訟に係る弁護士委託料２００千円の減額です。 この目の主なものは、１３節委託料の１２０千円、年間を通して貸付金回収に関する法律相談等を行うための弁護士委託料です。 ２８節繰入金３，０００千円、職員給与の一部として前年度と同額を一般会計へ繰り出すものです。 続きまして、２款１項１目元金、２目利子、合わせて本年度予算１，８０５千円、前年度比７１７千円の減額です。起債の償還額が年々減少していくためでございます。 次に、歳入の説明をいたします。 ６ページをお願いします。 １款１項１目住宅新築資金等県補助金、２目償還推進助成事業補助金、合わせて本年度予算４９２千円です。前年度比２２２千円の減となっております。 主なものは、訴訟に伴う弁護士委託料に対する補助金の減額です。 ２款財産収入、当初予算１１３千円は、財政調整基金の利子でございます。 ３款繰入金、４款繰越金、５款諸収入は、前年度と同額を予算計上しています。 ５款２項１目国の住宅新築資金等貸付金元利収入から、７ページの４目県の住宅改修資金貸付金元利収入まで、合わせまして本年度予算４，６２３千円、前年度比１０５千円の増額となっています。これは、借受人からの償還金でございます。 以上で、説明を終わります。

委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	9 ページです。 地方債の平成 2 5 年度末における現在高並びに平成 2 6 年度末及び平成 2 7 年度末における現在高の見込みに関する調書。 昨年も同じ資料を頂いたんですが、平成 2 6 年度末現在高見込額の数字が違うんですが、これはどういうことでしょうか。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 河内委員のご指摘のとおり、2 6 年度末現在高の見込額は 2, 2 6 8 千円です。訂正をさせていただきます。
委 員 長	河内委員
河内委員	2, 2 6 8 千円というのは、元金償還見込額で、去年の資料の一番最後が 2, 7 1 8 千円になっているんです。見込額が。その数字が 1 千円ですけれども、違うので、見込額が変わることはないと思うんですが、どうしてかお尋ねしました。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	失礼します。 手元にちょっと資料がありませんので、後からお答えさせていただきます。
委 員 長	河内委員
河内委員	債務残高ですが、あと何件と総額いくら残っているのか、お尋ねします。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 あと 8 0 件、延べ人数でいきますと 5 4 名、残高は本年度末予想で 1 6 8, 0 0 0 千円です。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	最終年度が 2 9 年ということ去年言われていたと思うんですが、それまでに 1 億を超える回収、あと丸々 3 年しかありませんけれども、できますか。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えします。 残高につきましては、河内委員ご指摘のとおり 1 6 8, 0 0 0 千円、2 年間で返還というのはかなり難しいということで、県、国からもですね、このまま継続して償還を推進していくようにという指導を受けておるところです。以上です。
委 員 長	ここで休憩をしたいと思います、よろしいでしょうか。
休 憩	
委 員 長	ここで休憩いたします。 3 時 1 0 分、再開します。 (1 4 : 5 5)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 5 : 1 0)
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	失礼します。 先ほどの河内委員の、9 ページです。平成 2 6 年度末現在高の見込額、誤った回答をしておりましたので、訂正をさせていただきます。 2, 7 1 9 千円を 2, 7 1 8 千円に訂正をお願いしていただくとともに、平成 2 7 年度末現在高見込額 1, 0 4 0 千円を 1, 0 3 9 千円に訂正をお願いします。以上で

	す。
委員長	質疑、ございませんでしょうか。 質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから議案第20号「平成27年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第20号「平成27年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	ここで、先ほどの後期高齢者医療特別会計予算審査、河内委員の質問に対しての件で、健康課長からの発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 健康課長
健康課長	先ほど後期高齢者医療保険料の滞納額について、河内委員のほうからご質問がありました。 2,553,250円ということをお願いしておりましたけど、この額につきましては、平成26年度当初の調定額でございましたので、訂正をして報告をさせていただきます。 今日現在で1,663,940円の滞納額となっております。件数は23件でございます。 以上で、報告を終わります。
委員長	議案第21号「平成27年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	説明に入ります前に、資料の訂正をお願いします。 別冊の平成27年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算書の一番後ろ20ページですね。平成26年度中上限見込高と書いてありますが、27年度の誤りですので、訂正をお願いします。 では、平成27年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について、説明をいたします。 別冊の農業集落排水事業特別会計予算書をお願いします。 1ページをお願いします。 平成27年度筑前町の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ165,993千円と定める。 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、20,000千円と定める。 8ページをお願いします。 歳出のほうの説明をいたします。 主なものについて、説明をいたします。 なお、人件費等義務的経費につきましては、説明を省略させていただきます。

	1 款 1 項 1 目 農業集落排水施設管理費 6 1, 7 8 1 千円、対前年度比 1, 1 2 6 千円の増となっています。 主に使用料、分担金の賦課徴収に要する経費、処理場、マンホールポンプ場の運転管理及び維持管理に要する経費、下水道管渠の点検、清掃に要する経費、公共枴設置工事の工事請負費等となっています。 1 1 節 需用費 2 1, 3 8 6 千円、対前年度比 6, 1 1 8 千円の増となっています。主に上高場及び栗田浄化センターの水処理剤等の消耗品費、浄化センター及びマンホールポンプ場の修繕料、電気料などとなっています。 前年度より増の主な理由につきましては、修繕料のうち久光地区のマンホールポンプ場について、2 7 年度に予定されております国道の歩道設置工事に伴いまして、配電盤を移設するわけですが、その際に配電盤が老朽化しているため、合わせて交換修理 7, 0 6 3 千円を予定しておりますけど、これを行うことによるものです。 1 3 節 委託料 2 1, 9 5 2 千円、対前年度比 5 4 8 千円の増です。 主に浄化センターの維持管理委託料、汚泥の運搬委託料、管路巡視点検清掃委託料などです。 増の主な要因につきましては、労務者単価の増などによるものです。 1 5 節 工事請負費 2, 5 0 1 千円、対前年度比 8, 0 1 3 千円の減となっています。公共枴設置工事、量水器設置工事、マンホール蓋調整等の付帯工事などです。 減の主な要因につきましては、未整備地区の整備完了にともなう污水管渠工事費の減少によるものでございます。 9 ページをお願いします。 1 9 節 負担金補助及び交付金 5, 0 5 9 千円、対前年度比 2, 5 2 1 千円の減です。主に汚泥処分における両筑衛生施設組合の負担金などです。 減の要因につきましては、両筑衛生施設組合負担金の減に伴うものでございます。 2 目 基金費 8 4 千円、2 5 節 積立金は、農業集落排水事業基金利子を積み立てるものです。 2 款 1 項 公債費、1 目 元金 7 7, 3 8 5 千円、対前年比 2, 1 1 1 千円の増です。起債償還金の元金でございます。 同じく 2 目 利子 2 5, 7 4 3 千円、対前年比 2, 0 7 2 千円の減です。起債償還金の利子でございます。 3 款 1 項 1 目 予備費 1, 0 0 0 千円を計上しています。 1 0 ページから 1 1 ページの給与明細書等の説明は省略させていただきます。 2 0 ページの地方債の残高の見込みに関する調書については、表に記載のとおりでございます。 次に、6 ページをお願いします。 歳入でございます。 歳出同様主なものについて説明いたします。 1 款 1 項 1 目 農業集落排水事業分担金 6 9 4 千円です。対前年比 7 8 千円の減です。新規分 2 件、追加分 2 件、前年からの分割分を見込んでいます。 2 款 1 項 1 目 農業集落排水施設使用料 4 1, 9 6 8 千円です。対前年比 1, 0 3 1 千円の増となっています。 増の要因につきましては、平成 2 6 年の実績見込みによる収入増を見込んだものでございます。 4 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 1 2 2, 1 4 6 千円、対前年比 8, 6 8 2 千円の増となっています。 総務費及び公債費への一般会計 5 款 1 項 3 目 農業振興費からの繰入金でございます。
--	---

	増の要因につきましては、歳出における１１節需用費及び１３節委託料の増に伴う歳出増、及び未整備地区の汚水完了に伴い、歳出の集落排水事業債が今回なくなったことによるものでございます。 ５款１項１目繰越金１，０００千円、前年度からの繰越金でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	先ほどの住宅新築資金と同じなんですが、去年の資料と、２６年度末現在高の見込額が違うんですが、９８６，０６８千円となっていますが、昨年の資料では９８６，０６７千円です。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	システムによる、今回、前回は切り捨てで計上されていたものと思われます。
委員長	他にございませんでしょうか。 質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから議案第２１号「平成２７年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委員長	異議なしと認めます。 議案第２１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第２１号「平成２７年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第２２号「平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について、説明をいたします。 別冊の平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計予算書をお願いします。 １ページをお開きください。 平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１，２５９，８２６千円と定める。 第２条、地方自治法第２３４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第２表 債務負担」による。 第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第３表 地方債」による。 第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は３００，０００千円と定める。以上です。 次に、１０ページをお願いします。 歳出のほうの説明を行います。主なものについて、説明いたします。 なお、人件費等義務的経費については、説明を省略させていただきます。 １款１項１目公共下水道施設管理費３６４，８７７千円です。対前年比２１，６２８千円の増となっています。 １１節需用費４０，９３７千円、対前年比２，８１６千円の減です。

	主なものは、三輪中央浄化センター及びマンホールポンプ場の修繕料、水処理剤等の消耗品費、及び電気料金などでございます。 減の主な要因につきましては、三輪中央浄化センターの電気料において、平成26年度決算見込みにより減額をしたものでございます。 次に、11ページをお願いします。 13節委託料101,380千円、対前年比5,890千円の増となっています。 主なものは、三輪中央浄化センターの維持管理委託料、脱水汚泥処分委託料、管路巡視点検清掃委託料などでございます。 増の主な要因につきましては、労務費、技術者の単価増によりまして運転管理委託料などが増えたことによるものです。 19節負担金補助及び交付金150,106千円、対前年比5,737千円の増となっています。 利子補給補助金は、排水設備工事における融資斡旋に対する利子補給です。 その他負担金は、排水協定に基づく朝倉市及び大刀洗町の下水道に接続している公共枋の維持管理費などです。 夜須工区流域維持管理負担金は、福岡県に支払います夜須地区の汚水処理に係る維持管理負担金です。 下水道区域外合併処理浄化槽維持管理負担金は、下水道等の維持管理費の均衡を保つために、計画区域外の合併浄化槽管理者に支払います補助金です。 増の主な要因につきましては、水洗化の伸びに伴う夜須工区流域維持管理負担金の増によるものでございます。 次に、12ページをお願いします。 27節公課費35,990千円、対前年比18,513千円の増となっています。 使用料収入等に伴います消費税納付見込額です。 増の主な要因につきましては、水洗化の伸びに伴う使用料の増と、汚水整備が完了したことに伴いまして、建設改良費が大幅に縮小したことにより、収支額が増えたことによるものでございます。 2目基金費266千円、基金利子を積み立てるものです。 2款1項1目公共下水道施設整備費148,650千円、対前年比9,277千円の減となっています。 13節委託料5,669千円、対前年比999千円の増となっています。 汚水処理施設整備構想策定業務委託は、国の汚水処理整備構想マニュアルが昨年度で改定されたことに伴いまして、本年度町の汚水処理整備構想を見直すための業務委託料でございます。 不動産鑑定業務委託料は、依井地区の汚水渠整備に伴う用地買収算定のための不動産鑑定を行う業務委託でございます。 15節工事請負費117,700千円、対前年比500千円の増です。 排水設備工事は新築等に伴う公共汚水枋の新設工事です。 汚水管渠工事は、開発、新築に伴う汚水管渠工事3件です。 雨水管渠工事は、依井地区の雨水管渠工事1件でございます。 舗装工事は、以前に下水道工事を行った小路地区において、水道工事が完了することによりまして、舗装の本復旧を行うものでございます。 付帯工事費は、管路施設箇所の舗装補修工事等でございます。 補修工事費は、マンホール蓋の補修工事となっています。 次に、13ページをお願いします。 19節負担金補助及び交付金7,308千円、対前年比2,027千円の増です。 夜須地区におきます県に支払います流域下水道工事の町の負担金でございます。
--	--

	3款1項公債費、1目元金506,195千円、対前年比42,267千円の増です。起債償還金の元金でございます。 同じく2目利子234,838千円、対前年比8,932千円の減です。起債償還金の利子及び資金不足時に借り入れます一時借入金の利子でございます。 4款1項1目予備費5,000千円を計上しております。 14ページから23ページの給与明細書等の説明は省略させていただきます。 24ページの地方債の残高の見込みに関する調書については、表に記載のとおりでございます。 4ページをお願いします。 第2表債務負担行為です。 事項、企業会計移行支援業務委託事業、期間、平成27年度より平成28年度まで、限度額15,000千円となっています。 これは下水道事業において、昨年度より行っております公営企業会計移行支援業務の期間があと2年かかるため、債務負担行為を行うものでございます。 8ページをお願いします。 歳入でございます。 1款1項1目公共下水道事業負担金20,245千円、対前年比17,565千円の減となっています。 減の要因につきましては、事業新築に伴う賦課対象件数の減少によるものです。 2款1項1目公共下水道施設使用料397,803千円、対前年比13,699千円の増となっています。 増の要因につきましては、下水道接続者数の増加を見込んだものでございます。 2款1項1目手数料450千円、対前年比534千円の減です。指定工事店の登録手数料等でございます。 減の要因につきましては、本年度ちょうど5年が切れる責任技術者等がかなり300人ぐらいいたんですけど、27年度はかなり少なくなってくるということによる減少でございます。 3款1項1目公共下水道事業費補助金36,500千円、対前年比10,500千円の減となっています。 国の社会資本整備及び防災安全交付金です。補助率は50%でございます。 減の要因につきましては、汚水整備の完了に伴う補助対象工事費の減少によるものでございます。 5款1項1目利子及び配当金266千円、基金に対する利子です。 6款1項1目一般会計繰入金732,502千円、対前年比46,673千円の増となっています。 総務管理費、公債費への一般会計、7款4項1目都市計画総務費からの繰入金でございます。 増の要因につきましては、事業進捗に伴う交付金、起債借入額の減少に伴い一般財源が増えたことによるものでございます。 9ページでございます。 7款1項1目繰越金1,000千円、前年度からの繰越金でございます。 8款1項1目延滞金400千円、負担金及び使用料の延滞金です。 8款3項2目雑入258千円、主なものは、三輪中央処理区の排水協定に基づきまして、接続しております朝倉市分の維持管理負担金でございます。 9款1項1目公共下水道事業債70,400千円、対前年比13,900千円の増です。下水道施設整備に係る起債借入予定額でございます。 増の要因につきましては、補助対象事業費の減に伴い、単独工事分の起債対象事業
--	---

	費が増えたことによるものでございます。 以上で、説明を終わります。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	24ページです。 現在高の見込調書、26年度末が8,500千円ほど違います。 昨年の資料は11,970,469千円になっていますが、どうして違うのか、お尋ねします。
委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	昨年度の当初予算につきましては、あくまでも見込額で計上しておりましたが、今回ある程度決算に近い額で出したために、その差が生じてきておるものでございます。 なお、起債額が増えたことの要因につきましては、県からの内示変更ですね、内示額の変更等によりまして、事業費が全体的に当初より増えてきたこと等によるものでございます。
委 員 長	質疑、ございませんか。 川上委員
川上委員	今年の下水道の予算を見てみますと、126,000千円というような形でありまして、その内に起債償還額が繰入金ということで740,000千円ばかり出ておるようでございますが、事業費の6割近くが起債に充てなくちゃならんと。 ただ、課長にお聞きしたところによりますと、この起債における交付税措置が5割程度あるということで聞いておるんですが、この額まで私たちは把握しとらんわけですね。 そういうことで、今後この施設、下水事業なんですけど、平成3年なり6年から取り組んで相当経過しておるわけでごさいます、今後施設管理費がですね、非常にウェイトを占めてくるんじゃないかろうかということを考えれば、本当にこの下水道事業の今後の方向性等についてもですね、やはり私たちは資金計画等が欲しいわけですね。いくら起債があつて、それに交付税措置がいくらあつて、そして使用料をいくらいただいて、年間いくらになるということをお示しいただかんと、やはり今は一般会計は財政課長から頂きました。健康課からも資金計画を頂いてある程度分かってきたんですが、この特別会計がですね、やはりちょっと私たち見にくいわけなんですよ。 ですから、そうしますとやはりこの上下水道課の所管課の3事業、これについてですね、ある程度の資金計画を作って出していただくのとですね、もうある程度見えてくるのかなということを、議員として思うわけですね。 ですから、できましたらそういうものを今後作っていただいたら助かるわけなんですけど、何か考えがあったらお願いいたします。
委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	一応上下水道すべて企業会計で一応なっております。 昨年財務支局の監査を受けてですね、一応今後10年間の収支計画書を今作成中でございます。それは官公庁会計じゃなくて企業会計方式になっておりますので、書式がですね、一応そういう形で分かりにくいところもあるかと思いますが、一応そういう形で、一応財務支局のほうに提出します。その前に財政と町長、副町長と一応説明、協議しながらですね、提出をしていきたいと思っておりますので、その折に議会のほうにもお示ししたいと思っております。 なお、下水道につきましては、公共下水道、農業集落排水事業も平成29年度から完全に企業会計のほうに移行する予定でございますので、そうなるとはっきり欠損と

	どうか赤字ですかね、そういうのが見えてくるかなというふうに考えておるところでございます。
委員長	川上委員
川上委員	ありがとうございます。 ほんとですね、特別会計だけがなんか入ってみても、なんかもう分からんでですね、やはりそういうものが出していただいたらですね、本当にもう全体的なものが見えてくるんじゃないかと。 そうしますとやはり今後の１０年間見据えてのですね、やっぱり財政計画等も示されると思いますので、なるべく分かりやすい資料がよございますので、よかったですお願いします。以上です。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	収支計画書、完成しましたら、財務局に提出した後に議会のほうにお示ししたいと思っております。
委員長	横山委員
横山委員	予算書の１２ページでございます。 １４節並びに１５節でございます。この中に設計積算システムリース料ということで、２，５１６千円でございます。 他部署では外部委託というのが多かったと思うんですけども、この台数と内部でやられているのかどうかということをお尋ねしたいのと、その下１５節でございます。この雨水管渠工事、舗装工事の延べ長さ、延べ面積を教えてください。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 設計積算システムリース料につきましては、これが今、積算のほうは自動積算システムという吉井システムリサーチというところから入れておるんですけど、すでに合併前からずっと使っておったんですけど、一応今もそれを使っているということで、そのハードも含めたところのリース料を、リース会社と、その吉井システムのほうに支払っている分で、下水道部分につきましては、４台だったと思います。 雨水管渠工事の２７年度分の延長ですね。 雨水管渠工事につきましては、既に本年度から依井の美和みどり保育所付近とその先の部分を今、工事をしておるわけでございますけど、来年度におきましても、引き続きまた２工区になるかと思えますけど、山本サイクルから下ったところと美和みどりから先の、今終わったところから先ですね、その部分を今予定しております。 延長にしますと２９９ｍ、２工区合わせてですね、を予定をしておるところでございます。以上です。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	失礼しました。舗装の面積につきましては、２，２００㎡でございます。
委員長	質疑、ございませんでしょうか。 質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから議案第２２号「平成２７年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委員長	異議なしと認めます。 議案第２２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

	(賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第22号「平成27年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第23号「平成27年度筑前町水道事業会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	平成27年度筑前町水道事業会計予算について、説明いたします。 別冊の平成27年度筑前町水道事業会計予算書をお願いします。 1ページでございます。 第1条、平成27年度筑前町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第2条、業務の予定量は次のとおりとする。給水戸数4,100戸、年間総給水量750,300㎥、1日平均給水量2,050㎥、主要な建設事業は配水管布設工事でございます。 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収益的収入432,580千円、収益的支出445,236千円でございます。 2ページです。 第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額45,911千円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、いわゆる内部留保金で補填をするものでございます。 資本的収入247,501千円、資本的支出293,412千円となります。 第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、表記載とし、借入限度額は111,000千円とするものです。 3ページをお願いします。 第6条、一時借入金の限度額は、245,000千円と定める。 第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費63,960千円と定めております。 第8条、一般会計から水道事業会計に補助を受ける金額は、次のとおりです。 1番、公料金対策費としての経費133,312千円、2番、福岡県南広域水道企業団建設負担金としての経費47,863千円でございます。 詳細について説明をいたします。 付属書類で説明します。21ページをお開きください。 主なものについてのみ説明を行います。 まず、収益的収入及び支出です。 収入の部、1款1項営業収益196,568千円、前年度比19,924千円の増となっています。 1目給水収益の水道料金190,000千円は、26年度決算見込額を基礎に27年度利用者の増加を見込み推計をしたものでございます。 3目その他営業収益の加入金6,264千円、内訳としては、26年度の事前加入者100件と27年度の加入者見込み80件分を、過去の実績により一括納付と分割納付に分けて推計をしたものです。 2項営業外収益236,012千円、前年度比19,037千円の増となっています。 2目他会計補助金181,175千円は、高料金対策にかかる経費と県南水道企業団負担金の一般会計からの補助金です。それぞれの金額は、予算第8条で説明したと

	おりです。 4目長期前受金戻入52,276千円、新公営企業会計の適用により補助金、一般会計負担金等の減価償却見合い分を収益化し計上したものです。科目上の振り分けであり、現金の収入はありません。 次に、22ページです。 支出の部、1款1項営業費用395,486千円、前年度比7,123千円の増となっています。 2目排水及び給水費15,141千円は、配水施設の管理に伴う経費です。 修繕費6,000千円、対前年度比2,000千円の減です。舗装等の補修工事費や電気機械設備が5年を経過しているため、保全工事費等を当初予算に計上したものでございます。 動力費6,960千円、前年度比145千円の減です。 主なものとして、四三嶋受水場及び栗田中継ポンプ場の電気料を見込んだものでございます。 3目総係費77,865千円、前年度比5,818千円の減となっています。主に職員7名と嘱託職員1名分の人件費及び事務費です。 24ページをお願いします。 5目減価償却費152,616千円、前年度比13,864千円の増です。 増の要因としては、25年度工事分が加わったためでございます。 なお、減価償却費は、現金の支出はございません。 2目営業外費用48,750千円、前年度比597千円の増。 企業外利息48,650千円は、平成26年度までに借りました企業債償還金の利息でございます。 資本的収入及び支出です。26ページをお願いします。 収入の部でございます。 1款1項1目企業債111,000千円です。 2款1目出資金67,000千円です。一般会計の4款1項5目環境衛生費からの繰入金でございます。補助対象事業費の3分の1となっております。 3款1目国庫補助金67,000千円です。厚生労働省所管の水道広域化施設整備費補助金でございます。補助率は3分の1となっています。 5項他会計負担金2,500千円は、消火栓設置工事分として、一般会計消防施設費からの収入でございます。 次に、27ページをお願いします。 支出の部でございます。 1款1項建設改良費248,273千円、対前年比109,000千円の減です。 町の財政状況が厳しいことにより、一般会計からの繰出金を抑えるためとしたためです。 1目施設整備費243,501千円です。内容は、概要で述べました工事費でございます。 2目事務費の3,772千円は、職員2名の人件費の一部を充てているものでございます。 3目営業設備費の1,000千円は、量水器240戸分を見込んだものでございます。 2項企業債償還金44,139千円は、平成21年度までに借りました企業債償還金の元金でございます。 7ページをお願いします。 平成26年度より新公営企業会計の適用になり、従前の資金計画に変わり予定キャ
--	---

	キャッシュフロー計算書が義務づけられております。業務活動、投資活動、財務活動のキャッシュフローとなり、資金増加額が12,976千円余となり、期首残高が281,114千円余で、期末残高が294,091千円余で、資金不足は生じておりません。 18ページから19ページをお願いします。 1、重要な会計方針に係る事項に関する注記、2、みなし償却制度廃止に伴う経過措置に関する注記、3、リース契約による使用する固定資産に関する注記を記載しております。後でご参照ください。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 質疑、ございませんか。 河内委員
河内委員	今、普及率はどの辺までいっていますか。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	平成25年度末ですけど、35.7%となっております
委員長	質疑、ございませんか。 河内委員
河内委員	35.7%ということで、メーターを付けたら3年以内に接続しないとイケないとなっているんですけども、それができていないところが結構あるんじゃないかなと思うんですが、その方たちへの対応はどうされておりますか。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	すみません。先ほどの普及率は下水道の加入者のほうの率でございましたので、実際接続している率につきましては、平成26年12月31日現在ですけど、82.9%となっております。 ということで、接続されてない方が、まだあと17%程度、これは事前加入制度で、先にメーターを付けておりますので、まだ18%弱が繋いでおられませんので、今年度につきましては、対象者の方に全部通知、封筒で通知をしておりますして、繋いでいただかないと設置費と撤去費を請求しますよということで、そういうふうに通通知をしておるところでございます。 今後また増えてくるかと思えますけど、ただ、やっぱどうしてもお金ですね、給水装置設置するのにやっぱそれ相応のお金がかかりますので、その資金の準備がまだできてないという方につきましては、なるべく早期に接続をしていただくように、電話等をお願いをしているところでございます。
委員長	河内委員
河内委員	今後でもですね、設置する地域に出向いて説明会とかすると思うんですけども、そういうときに撤去費用、3年以内に接続しないと、そういうのが発生しますよということをですね、よくよく加入者の方に言わないと、後でトラブルが起こるんじゃないかなと心配してるんですよ。説明会のときにはですね、きちんと、付けていただかないとこういう返還金が発生しますということをですね、重々知らせていただきたいと思います。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	本年度から確約書を取るようにしました。
委員長	質疑、ございませんか。 質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから議案第23号「平成27年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決したいと思います。

	これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第 2 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手全員です。 したがって、議案第 2 3 号「平成 2 7 年度筑前町水道事業会計予算について」は、 原案のとおり可決されました。
委 員 長	議案第 2 4 号「平成 2 7 年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、 議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	平成 2 7 年度筑前町工業用地造成事業予算書をお願いいたします。 予算書の 1 ページでございます。 平成 2 7 年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算でございます。 第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1, 4 0 0 千円と定める。 2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」 による。ということでございます。 歳入歳出予算ともに款項目が少ないため、7 ページの事項別明細書で説明させていただきます。 歳出、1 款 1 項 1 目工業団地造成事業、本年度予算 1, 2 0 0 千円、前年度予算 1, 9 0 0 千円で、比較しまして 7 0 0 千円の減でございます。 内訳といたしましては、1 5 節の工事請負費に 1, 2 0 0 千円を計上いたしております。 工業用地維持工事ということで、本調整地及び仮調整地、2 つの調整地の雑草などの 草刈り費用でございます。 続いて 2 款予備費、1 項 1 目予備費でございます。昨年同様に 2 0 0 千円を計上さ せていただいております。 続いて 6 ページの歳入でございます。 1 款 1 項 1 目一般会計繰入金ということで、一般会計から 1, 1 9 1 千円を繰り入 れます。前年度対比の 3 9 0 千円の減でございます。 4 款 1 項 1 目繰越金でございます。昨年度からの繰越金 2 0 9 千円を充当させてい ただきます。昨年度よりも 3 1 0 千円の減でございます。 以上で、説明を終わらせていただきます。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 質疑、ございませんか。 (質疑なし)
委 員 長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから議案第 2 4 号「平成 2 7 年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につい て」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第 2 4 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

	(賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第24号「平成27年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
散 会	
委員長	本特別委員会に付託されました議案第17号から議案第24号までの審査が全部終了しました。 田頭町長
町 長	平成27年第1回定例会予算特別委員会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。 平成27年度一般会計他7特別会計を、延べ2日間にわたり慎重審議いただきました。すべて可決、採択いただきました。 本予算案は、健全財政と地域活性化の両立を念頭に積極予算としたものでございます。 多目的グラウンド、防災行政無線、公営住宅建設などの大型ハード事業、また国保事業会計の改善や健康づくり等、新規政策にも積極的に取り組んで提案したところでございます。執行にあたりましても、各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。 終わりに、本会議でも採択、可決をお願いいたしまして、お礼の言葉といたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。
委員長	これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会します。 お疲れさまでした。 (15:59)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 委員長 田中政浩